

交通基盤部土木関係総合評価落札方式 (建設関連業務) 活用ガイドライン

令和8年6月

静岡県交通基盤部

はじめに

公共工事の上流部において実施される調査・設計業務は、業務を実施する技術者の技術力等が成果品の品質に大きな影響を与える。

一方で、公共投資の削減が続けられてきた結果、公共工事に係る調査・設計等において、不適格業者の参入によるいわゆるダンピング受注の発生や成果品の品質低下など、公共工事の品質確保について懸念が高まってきている。

平成 17 年 4 月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）では、公共工事の品質の確保にあたって、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならないと規定されている。また、品確法を踏まえて、平成 17 年 8 月 26 日に閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）においては、公共工事に係る調査・設計の品質確保に関しても技術的な工夫の余地が小さい場合を除き、価格と品質が総合的に優れた内容の契約とすることが必要と位置付けられた。さらに、令和元年 6 月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」において、「公共工事の調査等」についても広く本法律の対象として位置付けられ、従来の調査及び設計に加えて、「公共工事の調査等」として測量についても本法律の対象とされた。

本県では、平成 13 年度からプロポーザル方式を導入しているが、品確法及び基本方針に基づき、競争参加者の技術力を評価した調達の実施強化を図っていくため、建設コンサルタント業務及び地質調査業務においては平成 22 年 4 月から、総合評価落札方式を試行導入し、平成 28 年 6 月から本格導入するとともに活用ガイドラインに名称変更し、令和 2 年度からは測量業務についても対象に追加し実施を継続していくこととした。

本ガイドラインは、『静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式（建設関連業務）実施要領』に基づき、業務委託における総合評価落札方式の実施にあたって必要な事項をまとめたものである。

目 次

用語の定義	1
1 主な改定内容とこれまでの経緯	2
1-1 令和8年度の主な改定内容	2
1-2 過年度の主な改定	3
2 対象業務	5
3 総合評価落札方式又はプロポーザル方式の選定の考え方	5
3-1 提出された技術提案等により仕様を決定するタイプ【プロポーザル方式】	5
3-2 仕様を確定した後に技術提案等を求めるタイプで、工夫の余地が大きいもの 【総合評価落札方式（標準型）】	5
3-3 仕様を確定した後に技術提案等を求めるタイプで、工夫の余地があるもの 【総合評価落札方式（簡易型Ⅰ）】	5
3-4 仕様を確定した後に技術提案等を求めないタイプで、工夫の余地が比較的 小さいもの【総合評価落札方式（簡易型Ⅱ）】	6
3-5 総合評価落札方式適用の意義	6
3-6 総合評価落札方式の実施方針	6
4 総合評価落札方式による落札候補者の決定	9
4-1 評価値の算出方法	9
4-2 価格評価	10
(1) 価格評価点の算定方法	10
(2) 評価上限価格	10
(3) 技術評価に対する価格評価の割合	10
5 総合評価落札方式の実施手順	11
5-1 各タイプにおける基本的な手順	11
5-2 定型文	11
5-3 学識経験者の意見聴取	12
5-4 事前確認型と事後確認型	12
(1) 事前確認型	12
(2) 事後確認型	12
(3) 事前確認型と事後確認型の基本的な手順（公告～落札者決定）	12
5-5 総合評価の手順	14

5-6	入札スケジュール	18
6	評価項目・評価基準	21
6-1	評価項目と配点等	21
6-2	評価項目及び評価基準	21
6-3	各評価項目の評価期間及び評価基準日	22
6-4	標準型、照査技術者ありの場合	25
(1)	技術評価	25
(2)	価格評価	30
6-5	標準型、照査技術者なしの場合	31
(1)	技術評価	31
(2)	価格評価	36
6-6	簡易型Ⅰ、照査技術者ありの場合	37
(1)	技術評価	37
(2)	価格評価	42
6-7	簡易型Ⅰ、照査技術者なしの場合	43
(1)	技術評価	43
(2)	価格評価	48
6-8	簡易型Ⅱの場合	49
(1)	技術評価	49
(2)	価格評価	53
6-9	評価基準の留意点	54
(1)	技術者資格	54
(2)	業務実績	55
(3)	CPD (CPDS)	55
(4)	企業の地理的条件	56
7	審査・ヒアリング	57
8	その他の留意事項	57
8-1	評価内容の履行の担保	57
8-2	実施方針等及び評価テーマに係る設計変更	57
8-3	技術提案等のペナルティについて	57
8-4	技術提案等に関する機密の保持	58

8-5	総合評価落札方式に係る事項の公表等	60
(1)	手続き開始時における明示	60
(2)	落札結果の公表	60

【図表目次】

図-1	総合評価落札方式又はプロポーザル方式の選定のイメージ	6
図-2	総合評価落札方式又はプロポーザル方式の選定フロー図	7
図-3	総合評価落札方式発注タイプ選定表	8
図-4	総合評価落札方式における基本的な手順	11
図-5	事前確認型と事後確認型の基本的な手順（公告～落札者決定）	13
図-6	【定型文以外】標準型及び簡易型Ⅰ、Ⅱ 入札前審査型（参加資格確認） 事前確認型（総合評価）	15
図-7	【定型文以外】簡易型Ⅰ、Ⅱ 入札後審査型（参加資格確認） 事後確認型（総合評価）	16
図-8	【定型文】簡易型Ⅰ、Ⅱ 入札後審査型（参加資格確認） 事後確認型（総合評価）	17
図-9	総合評価落札方式（建設関連業務）における技術提案履行確認シート（例）	59
表-1	技術評価に対する価格評価の割合	10
表-2	標準型の入札スケジュール（入札前審査型）	18
表-3	簡易型Ⅰの入札スケジュール（入札後審査型）	19
表-4	簡易型Ⅱの入札スケジュール（入札後審査型）	20
表-5	評価項目ごとの配点比率	21
表-6	評価項目ごとの配点	22
表-7	評価期間及び評価基準日一覧表	24
表-8	技術者資格設定の目安	54
表-9	「請負測量業務の競争入札のための測量技術者の認定資格」登録一覧	55
表-10	建設系 CPD 協議会における CPD（CPDS）の評価対象団体と推奨（目標）単位	56
表-11	配置予定技術者へのヒアリング	57

用語の定義

総合評価落札方式	:	価格と品質（予定技術者の経験及び能力、企業の能力等）を総合的に評価する入札方式。
建設関連業務	:	工事又は製造の請負、工事に係る測量、調査、設計若しくは監理の委託業務。
評価点	:	総合評価落札方式のタイプや個々の評価項目において、入札参加者の技術力等に応じて与えられる得点を「評価点」という。
価格評価点	:	入札価格を一定のルールで点数化したもの。 一定のルールとは、本ガイドライン4-2を参照。
技術評価点	:	価格以外の要素を点数化したもの。技術評価を行う項目は、「予定技術者の経験及び能力」、「企業の能力等」、「業務の実施方針等」、「評価テーマに対する技術提案」とする。
評価値	:	総合評価落札方式で落札者を決定するための数値であり、「価格評価点」と「技術評価点」を足し合わせた数値を「評価値」という。なお、「価格評価点」と「技術評価点」の比率については標準型では1:2簡易型Ⅰ、Ⅱでは1:1とする。
技術提案等	:	総合評価落札方式の評価項目のうち、標準型で求める「評価テーマに対する技術提案」と、標準型、簡易型Ⅰで求める「業務の実施方針等」を総称して「技術提案等」という。
技術提案	:	技術的な工夫の余地が比較的大きい標準型において、発注者が示す評価テーマに対し、業務を実現する上で有効な工夫等を「技術提案」という。この技術提案を「的確性」と「実現性」にて評価する。
業務の実施方針等	:	標準型及び簡易型Ⅰにおいて、当該業務を実施するうえでの方針を「業務理解度」と「対応方針」にて評価する。
評価項目の確認形式	:	評価項目の確認形式には、「事前確認型」と「事後確認型」がある。
事前確認型	:	総合評価に関する審査を入札前に全て行い、入札後は価格評価のみを行い落札者を決定することを「事前確認型」という。
事後確認型	:	総合評価に関する審査のうち、入札参加資格に係わる技術提案等の審査を入札前に行い、入札後に落札候補者のみに様式-3～様式-5の根拠書類により詳細な確認を行い、落札者を決定することを「事後確認型」という。
技術資料	:	総合評価落札方式で、入札参加者から提出される評価項目に係る全ての資料（様式-1～様式-7の根拠書類）を「技術資料」という。
入札価格	:	本ガイドラインにおいては、入札参加者が入札時に提示する入札金額（税抜き）をいう。
知的財産	:	本ガイドラインにおいては、企業等が保有する技術上のノウハウ等をいう。
工業所有権等の排他的権利	:	本ガイドラインにおいては、特許権や意匠権等によって自社や関連会社以外の者を排斥する権利をいう。

1 主な改定内容とこれまでの経緯

1-1 令和8年度の主な改定内容

令和8年度における主な改定内容は、以下のとおりである。

【実施方針】

- ・改正なし

【評価項目・評価基準】

- ・改正なし

《参考》

過年度の実績件数（件）

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	備考
標準型	10	3	4	3	1	3	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	
簡易型Ⅰ	31	71	111	83	79	43	45	47	22	46	78	54	74	44	39	42	
簡易型Ⅱ				33	29	94	179	97	76	62	47	44	60	107	118	92	H25より簡易型Ⅱを導入
合計	41	74	115	119	109	140	224	144	98	109	126	98	134	151	157	134	

※契約に至った件数であり、審査案件数とは異なる。

1-2 過年度の主な改定

年	項目	改定・変更内容	備考
平成 22 年 4 月	試行開始	静岡県交通基盤部総合評価落札方式（建設関連業務）試行要領策定	
平成 23 年 4 月	第 1 回 GL 改定	委託部会を土木部会に統合。（東部、中部、西部） 実施箇所調書を表形式に変更 予定技術者の業務経験年数の評価区分を変更 簡易型のヒアリングを原則実施から、原則不要へ変更	事務局が政策監付から建設技術監理センターに変更
平成 24 年 4 月	第 2 回 GL 改定	100 万円以上 2,000 万円未満の実施件数を 2 割程度に変更 企業の能力等の評価項目として、「業務成績」、「ISO の取組」、「地理的条件」、「災害協定」、「地域貢献活動」の評価を開始 予定技術者の業務経験年数の評価項目を CPD に変更 予定技術者の手持ち業務量の評価基準を手持ち件数のみ評価に緩和し、対象業務の金額を 100 万円以上に変更	
平成 25 年 4 月	第 3 回 GL 改定	500 万円以上 2,000 万円未満の実施件数を 3 割以上に変更 評価対象の配置予定技術者を管理技術者のみとした上で、実施方針を求めないタイプの簡易型 II を試行 予定技術者の CPD の対象団体を建設系 CPD 協議会加盟団体のうち、目標（推奨）単位を設定している団体の認定する CPD の実績の評価に変更 予定技術者の手持ち業務量の対象業務の金額を 500 万円以上に変更 企業の地理的条件の評価項目を必須項目から選択項目に変更 評価基準に係る基準日の固定化	
年	項目	改定・変更内容	備考
平成 26 年 6 月	第 4 回 GL 改定	CPD の対象団体に地質・地質技術者生涯学習協議会を追加 「地域精通度」を「当該地域の業務実績」に名称変更 「当該地域の業務実績」の評価期間を「過去 15 年間」から「過去 5 か年度」に変更	
平成 27 年 6 月	第 5 回 GL 改定	簡易型 II 対象範囲を拡大（照査技術者ありの 1,000 万円未満の業務選択可能） 予定技術者の経験について、平成 17 年 4 月以降の同種・類似業務の経験を評価 標準型、簡易型 I の実施方針等を 5 項目から 2 項目に変更	
平成 28 年 6 月	第 6 回 GL 改定	総合評価落札方式（建設関連業務）活用ガイドライン策定 1,000 万円以上を原則実施に変更 技術評価に対する価格評価の割合を変更 標準型 価格評価：技術評価＝1：1⇒0.5：1 簡易型 I、II 価格評価：技術評価＝2：1⇒1：1 簡易型 II 対象範囲を拡大（照査技術者ありの予定価格 1,000 万円以上の業務選択可能） 審査基準の設定（過年度に意見聴取した同種類設定は定型文化し、それを選択した場合は部会審査の対象外とする。定型文を使用しないもの及び標準型は部会審査対象） 評価細目を公告文へ記載	森林林業局が経済産業部へ所管移動

平成 29 年 6 月	第 7 回 GL 改定	地域貢献活動実績の評価配点の減点 標準型、簡易型 I : 活動実績あり 2 点⇒1 点 簡易型 II : 活動実績あり 1 点⇒0.5 点 雇用実績の評価項目の新設 標準型、簡易型 I : 雇用実績あり 1 点、雇用実績なし 0 点 簡易型 II : 雇用実績あり 0.5 点、雇用実績なし 0 点 委託業務成績評定要領の改訂 (H28.3) にともない、企業の能力等における業務成績について、平均点の算出手法を、過去 3 か年度の最終契約金額 100 万円以上の業務委託の平均点から、過去 3 か年度の平均点 (平成 26 年度又は平成 27 年度に完了した最終契約金額 100 万円以上の業務、平成 28 年度に完了した当初契約金額 100 万円以上の業務) に変更。	
平成 30 年 6 月	第 8 回 GL 改定	名称を『交通基盤部土木関係総合評価落札方式 (建設関連業務) 活用ガイドライン』に変更 (営繕 3 課が交通基盤部へ所管異動したため) 優良業務委託表彰の評価項目の新設 評価項目の新設に伴い、『企業の能力等』の小計が増加 ただし、換算後の評価点小計は変更なし 技術者資格に国土交通省登録技術者資格を明示	農地局が経済産業部へ所管移動 営繕 3 課が交通基盤部へ所管異動
令和元年 6 月	第 9 回 GL 改定	実施方針及び技術提案資料提出期限を延長 簡易型 I で発注するべき業務の目安として発注タイプ選定表を新たに作成 当該地域における業務経験の有無について配点を半分に減点	
令和 2 年 6 月	第 10 回 GL 改定	測量業務を総合評価落札方式の対象に追加 ・その単体の予定価格が 1,000 万円以上の業務で技術的工夫の余地のある業務 (航空レーザ測量、空中写真測量) 測量業務を総合評価落札方式の対象とすることによる変更 ・技術者資格 : 測量業務における評価できる技術者資格を記載 ・CPD (CPDS) : 測量系 CPD 協議会の構成団体について評価対象に追加 ・優良業務委託表彰 : 測量・用地調査等部門を評価に追加	
令和 3 年 6 月	第 11 回 GL 改定	・CPD (CPDS) の評価期間を過去 3 か年度に延長 (新型コロナウイルス感染症拡大に伴う変更) ・優良業務委託表彰 : 表彰区分 (部長表彰、所属長表彰) を追加 ・企業の業務成績の評価における評価基準点を変更	
年	項目	改定・変更内容	備考
令和 4 年 6 月	第 12 回 GL 改定	・CPD (CPDS) の評価期間を過去 4 か年度に延長 (新型コロナウイルス感染症拡大に伴う変更) ・部会を廃止し、その会務を総合評価審査委員会が引き継ぐ ・実施個所調書の事務手続きを変更	
令和 5 年 6 月	第 13 回 GL 改定	・CPD (CPDS) の評価期間を過去 5 か年度に延長 (令和 4 年 9 月の台風 15 号による災害対応に伴う延長) ・地域貢献活動に協働活動の支援に関する評価基準を追加 ・評価対象期間を表中に追加	
令和 6 年 6 月	第 14 回 GL 改定	・標準型の技術提案資料提出期限の標準日数を 25 日に延長 ・CPD (CPDS) の評価期間を過去 2 か年度に短縮	
令和 7 年 6 月	第 15 回 GL 改定	・総合評価適用業務の見直し (原則実施額を廃止、総合評価落札方式適用業務一覧を制定) ・優良業務委託表彰の評価対象に知事表彰の実績を追加	

※GL : ガイドライン

2 対象業務

本ガイドラインは、静岡県交通基盤部（営繕関係を除く。また農林事務所における交通基盤部河川砂防局関係を含む。）が所管し、令和8年6月1日以降に公告する建設関連業務における調査・設計等の土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び測量業務を対象とする。

3 総合評価落札方式又はプロポーザル方式の選定の考え方

建設関連業務の契約にあたっては、業務の内容に照らして技術的な工夫の余地が小さい場合や緊急業務等の特別な理由がある場合を除き、総合評価落札方式又はプロポーザル方式の採用を検討すること（**図－1 総合評価落札方式又はプロポーザル方式の選定のイメージ**及び**図－2 総合評価落札方式又はプロポーザル方式の選定フロー**参照）。

総合評価落札方式又はプロポーザル方式を採用する場合は、業務の内容に応じて、**3－1～3－4**に掲げるいずれかのタイプを選定する。

総合評価落札方式を採用する業務及びそのタイプの選定にあたっては、**指名競争入札に係る業務以外については、図－3 総合評価落札方式適用業務一覧**を目安とし、業務の規模や難易度等を総合的に勘案し、執行機関の長の判断により決定するものとする。

3－1 提出された技術提案等により仕様を決定するタイプ【プロポーザル方式】

当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案等に基づいて仕様を作成することにより、優れた成果を期待できる業務を対象とする。

なお、プロポーザル方式の実施にあたっては、『プロポーザル方式の運用ガイドライン』によること。

3－2 仕様を確定した後に技術提案等を求めるタイプで、工夫の余地が大きいもの【総合評価落札方式（標準型）】

事前に仕様を確定可能であり、入札者の提示する技術等によって、価格の差異に比して事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合で、工夫の余地が大きく（難易度が高い業務）当該業務の実施方針以外に、業務内容に応じて具体的な取組方法の提示を求めるテーマ（評価テーマ）を示し、評価テーマに対する技術提案を求めることによって、品質向上が期待できる業務を対象とする。

業務の仕様の範囲内で品質向上の方法の提示を求める評価テーマを示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の契約とする。価格と技術の評価に関する配点の比率は1：2とする。

3－3 仕様を確定した後に技術提案等を求めるタイプで、工夫の余地があるもの【総合評価落札方式（簡易型Ⅰ）】

事前に仕様を確定可能であり、入札者の提示する技術等によって、価格の差異に比して事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合で、工夫の余地があり（難易度が中位の業務）当該業務の実施方針を求めるが、評価テーマに対する技術提案を求める必要はない業務を対象とする。

当該業務の実施方針の提出を求め、価格と品質が総合的に優れた内容の契約とする。価格と技術の評価に関する配点の比率は1：1とする。

3-4 仕様を確定した後に技術提案等を求めないタイプで、工夫の余地が比較的小さいもの【総合評価落札方式（簡易型Ⅱ）】

事前に仕様を確定可能であり、入札者の資格、実績、成績等によって、価格の差異に比して事業の成果に差異が生ずることが期待できる場合で、工夫の余地が比較的小さく（難易度が低い業務）、当該業務の実施方針及び評価テーマに対する技術提案を求める必要がない業務を対象とする。ただし、概略・予備設計など難易度が中位または高い業務を除く。

入札者の資格、実績、成績等と価格と品質が総合的に優れた内容の契約とする。価格と技術の評価に関する配点の比率は1：1とする。

3-5 総合評価落札方式適用の意義

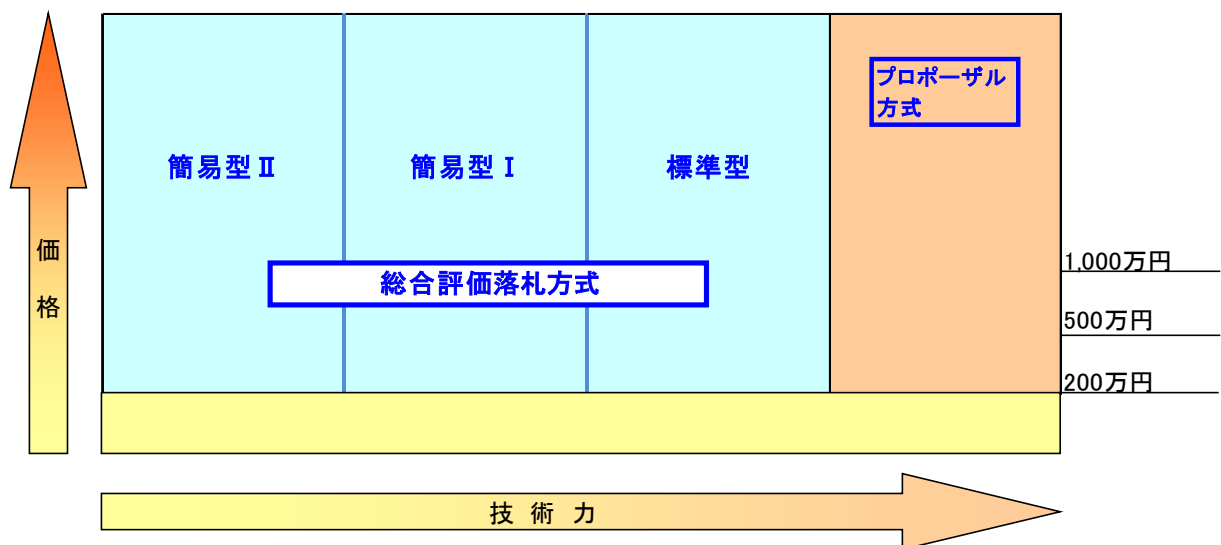
総合評価落札方式の適用により、必要な技術的能力を有する者が履行することとなり、業務の品質の確保や向上が図られ、成果の品質の向上・新技術の導入・効率的な業務の履行・設計ミスの未然防止等による総合的なコストの縮減、環境対策、労働福祉対策が効率的かつ適切に図られることにより、現在かつ将来の県民に利益がもたらされる。

また、民間企業が技術力競争を行うことによりモチベーションの向上が図られ、技術と経営に優れた健全な企業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、適切な公共調達の実行環境が整備されることも期待される。

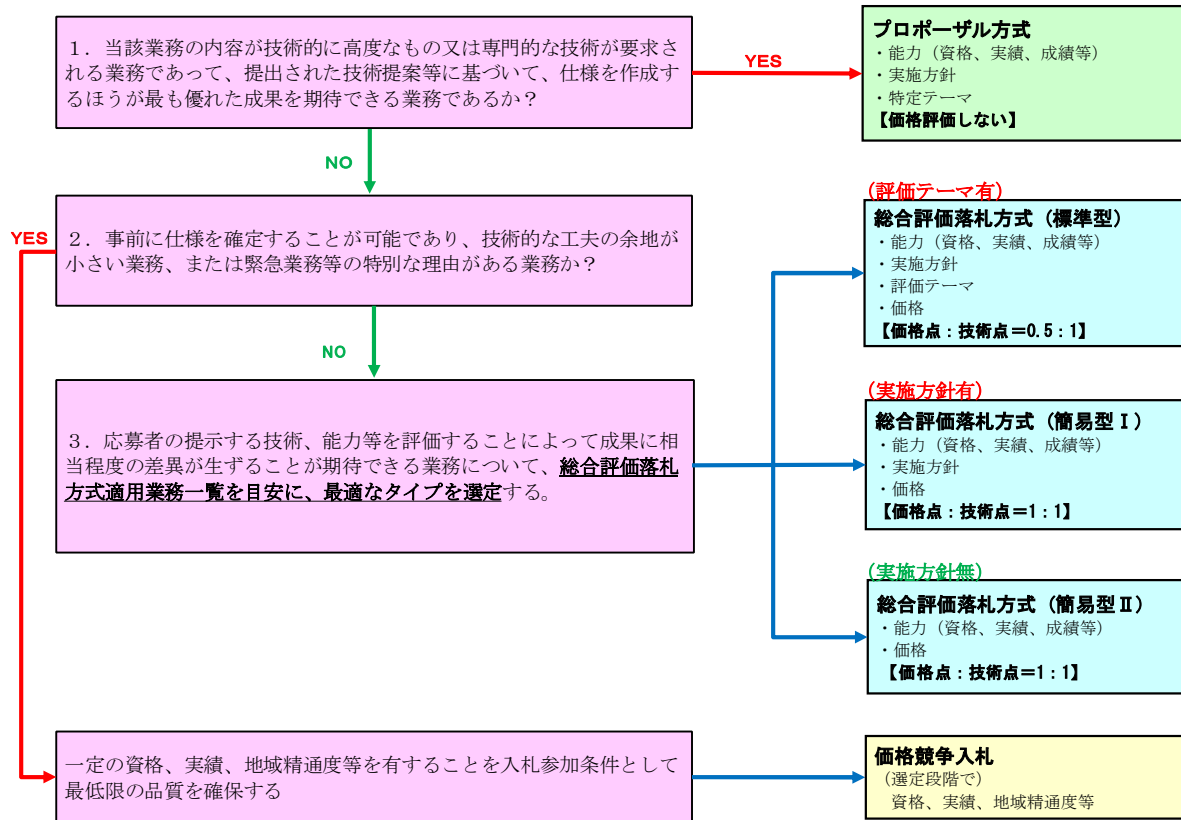
3-6 総合評価落札方式の適用除外業務

総合評価落札方式対象業務であっても、次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する業務は、総合評価落札方式を適用しない。

- （ア） 緊急な業務執行を要する場合等の特別な理由がある場合
例. 災害復旧に関する業務
- （イ） 技術的な工夫の余地が小さい場合
- （ウ） 総合評価審査委員会において、総合評価落札方式を適用することが不相当と認められた業務



図一 1 総合評価落札方式又はプロポーザル方式の選定のイメージ



※ 業務内容に応じて、上位の入札方式を選定することは可能とする。
 ※ 入札方式の選定は、業務の規模や難易度等を総合的に勘案し、執行機関の長の判断により決定する。

図－２ 総合評価落札方式又はプロポーザル方式の選定フロー図

総合評価落札方式 適用業務一覧

総合評価落札方式を適用する業務は、下記一覧に記載のある業務を目安とし、業務の規模や難易度等を総合的に勘案し、執行機関の長の判断により決定するものとする。

知識・構想力・応用力

～～～凡例～～～

●……原則適用

適用可…高度な技術力を要する業務については、上位タイプを適用するものとする

△……原則適用となっている業務内容において、工夫の余地が比較的小さい業務の場合には、下位タイプを適用することが可能



業種	事業名	業務内容	総合評価落札方式のタイプ			
			簡易型Ⅱ	簡易型Ⅰ	標準型	
共通	当該事業で初となる設計等業務		△	●	適用可	
	設備工事設計(概ね全ての設計)		●	適用可	適用可	
	施設設計(景観上の制約、色彩・デザインの比較検討などを含む)		●	適用可	適用可	
	各種予測・検討、事業評価、環境アセスメント等		△	●	適用可	
	各種調査(マニュアル等が無いもの)		●	適用可	適用可	
	官民連携(民間活力)導入可能性調査		△	●	適用可	
	PF事業アドバイザリー業務(発注支援業務)		△	●	適用可	
	道路事業	概略設計		△	●	適用可
		予備設計(道路)		△	●	適用可
		予備設計(新設橋梁(単径間の直橋・75度以上の斜橋を除く)、新設トンネル)		△	●	適用可
		予備設計(道路休憩施設、重要構造物、法面工)		△	●	適用可
		予備設計(重要構造物を除く)		●	適用可	適用可
		予備設計(補修・補強等で、断面修復や注入のみの補修は除く)		△	●	適用可
		詳細設計(道路(平面交差点及び歩道は除き、取付道路・大型排水路のうち制約のあるもの))		●	適用可	適用可
		詳細設計(一般図入札・概算数量発注方式により工事発注するもの)		●	適用可	適用可
		詳細設計(橋梁、トンネル、地下横断歩道等、軟弱地盤対策、共同溝)		●	適用可	適用可
		詳細設計(道路休憩施設、電線共同溝)		●	適用可	適用可
		詳細設計(一般構造物、法面工、基礎工、仮設構造物)※標準設計等が活用できるなど工夫の余地が少ないものは除く		●	適用可	適用可
		詳細設計(補強、工夫の余地がある補修等)		●	適用可	適用可
	河川事業(海岸・砂防含む)	概略・予備設計		△	●	適用可
砂防・急傾斜地崩壊対策詳細設計(流出土砂量や崩壊土砂量や衝撃力の検討や軟弱地盤対策を伴うもの)			●	適用可	適用可	
地すべり対策工検討設計(地質解析等を含む)			●	適用可	適用可	
堤防・護岸詳細設計(制約が多い箇所や軟弱地盤対策の検討を伴うもの)			●	適用可	適用可	
堤防・護岸詳細設計(浸透流解析等の検討含む)			△	●	適用可	
河川・海岸構造物詳細設計(水門、樋管、排水機場など)			●	適用可	適用可	
耐震性能照査(簡易的・静的・動的解析含まない)			●	適用可	適用可	
耐震性能照査(静的・動的解析含む)			△	●	適用可	
長寿命化計画(水門等)			△	●	適用可	
長寿命化計画(変更・更新)(水門等)(軽微な変更・更新は除く)			●	適用可	適用可	
遠隔監視制御設備設計			△	●	適用可	
河川整備の基本となる計画を策定する業務(河川整備基本方針、河川整備計画、水災害対策プランなど)			△	●	適用可	
河川における氾濫水理解析を主たる内容とする業務(洪水浸水想定区域図などの作成、費用便益分析など)			△	●	適用可	
海岸整備の基本となる計画を策定する業務(海岸保全基本計画、各海岸における侵食対策計画など)			△	●	適用可	
海岸・海浜におけるシミュレーションを主たる内容とする業務(高潮浸水想定区域図、津波浸水想定区域図などの作成、費用便益分析、海浜変形予測など)			△	●	適用可	
ダムにおけるシミュレーションを主たる内容とする業務(耐震性能評価、洪水調節検討、水質予測など)		△	●	適用可		
土砂・洪水氾濫対策検討		△	●	適用可		
港湾(漁港)事業(港湾海岸含む)	予備設計(構造形式の選定にあたり、比較検討が膨大となる場合)		△	●	適用可	
	基本設計(動的・静的解析を含む)		△	●	適用可	
	基本設計(動的・静的解析を含まない)		●	適用可	適用可	
	細部設計(限界状態設計法によるもの)		△	●	適用可	
	重要構造物を伴う設計(陸間、水門等)		●	適用可	適用可	
	耐震性能照査(動的・静的解析を含む)		△	●	適用可	
	耐震性能照査(動的・静的解析を含まない)		●	適用可	適用可	
	長寿命化計画・機能保全計画		△	●	適用可	
	長寿命化計画・機能保全計画(変更・更新)(軽微な変更・更新は除く)		●	適用可	適用可	
	港湾計画等調査(港湾・漁港に関する計画等)		△	●	適用可	
都市事業	都市基本計画・マスタープラン(案)策定		●	適用可	適用可	
	総合都市交通体系調査		△	●	適用可	
	まちづくり等に関する総合的な計画や、指針・ガイドライン類の策定		△	●	適用可	
	都市公園(基本構想、基本計画)(経営基本計画は除く)		△	●	適用可	
	都市公園(基本設計、実施設計)		●	適用可	適用可	
	街路(概略・予備設計)※道路の分類に記載のある設計内容を含む場合は、道路の分類を適用する。		●	適用可	適用可	
	街路(概略・予備設計(都決の変更を含むもの))		△	●	適用可	
街路(詳細設計(都決の変更を含むもの))		●	適用可	適用可		
※道路の分類に記載のある設計内容を含む場合は、都決変更の有無に係わらず、道路の分類を適用する。						
下水道事業	下水道事業の各種計画、施設の基本設計など		△	●	適用可	
	下水道事業の各種計画(変更・見直し)(軽微な変更・見直しは除く)、施設の詳細設計など		●	適用可	適用可	
【参考】農林土木事業	構想、概略、予備、基本設計(総合整備事業における道排水路単路線毎の設計業務等を除く全体計画に適用)		●	適用可	適用可	
	実施設計(工夫(検討)の余地が多いもの)		●	適用可	適用可	
	補修等設計(各種機能診断等)(工夫(検討)の余地が多いもの)		●	適用可	適用可	
地質調査	ボーリング調査(液化判定や軟弱地盤解析を伴うもの、複雑な地質が想定される調査)		●	適用可	適用可	
	地下水調査(解析・検討を含む)		△	●	適用可	
測量	地すべり対策工検討設計(地質解析等を含む)		●	適用可	適用可	
	手法に工夫の余地がある業務		●	適用可	適用可	
	航空レーザ測量(手法に工夫の余地がある業務)		●	適用可	適用可	
	空中写真測量(手法に工夫の余地がある業務)		●	適用可	適用可	

※各設計における軽微な修正設計業務については、当一覧の業務には該当しないものとする。

図-3 総合評価落札方式発注タイプ選定表

4 総合評価落札方式による落札候補者の決定

総合評価落札方式による落札候補者は、入札参加者のうち、次のいずれの要件も満たすものの中から選定される。

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもの
- ② 入札に係る技術等が、入札公告において明らかにした技術的要件のうち、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たしているもの
- ③ 入札公告で定めた技術提案書等の資料を提出したもの

これらを満足するもののうち、**4-1 評価値の算出方法**で算出され評価値の最も高い者を落札候補者とする。評価値の算出方法は、県では、技術競争を促進し、業務の確実性を実現する技術力を評価し加味するため、技術評価点と価格評価点をそれぞれ独立して評価する**加算方式**を採用する。

4-1 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

*評価値は、小数点以下1位（2位を四捨五入）とするが、同位の者がある場合は、評価に差が生じるまで小数点以下の位止めを増やす。

*評価値の最も高い者が2者以上ある場合には、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

なお、低入札の場合には、低入札価格調査により落札候補者をまず決定した後に、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

*評価値の最も高い者が、落札者となることを辞退した場合、または低入札価格調査により落札者として決定されなかった場合には、**4 総合評価落札方式による落札候補者の決定**の①、②、③のいずれの要件も満たす入札者のうち、落札者として決定されなかった者を除き評価値の最も高い者（以下、「次順位者」という。）を落札候補者と決定する。なお、次順位者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

*技術評価点は、入札参加者が獲得した評価点により算定し、小数点以下1位（2位を四捨五入）とする。

4-2 価格評価

(1) 価格評価点の算定方法

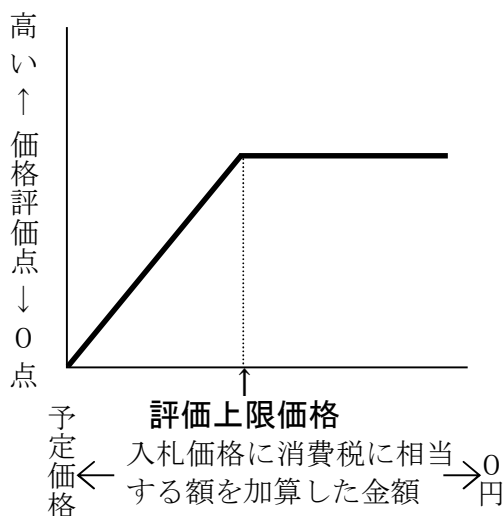
価格評価点は次式により算定し、小数点以下1位（2位を四捨五入）とする。

① 入札価格に消費税に相当する額を加算した金額 \geq 評価上限価格の場合

$$\text{価格評価点} = (1 - \text{入札価格に消費税に相当する額を加算した金額} / \text{予定価格}) \times (\text{技術評価配点合計} \times \alpha)$$

② 入札価格に消費税に相当する額を加算した金額 $<$ 評価上限価格の場合

$$\text{価格評価点} = (1 - \text{評価上限価格} / \text{予定価格}) \times (\text{技術評価配点合計} \times \alpha)$$



価格評価点の考え方

入札価格に消費税に相当する額を加算した金額が予定価格の場合に0点とし、入札価格に消費税に相当する額を加算した金額の減少に比例して増加するが、評価上限価格における評価を上限とし、これを下回る価格で入札した場合は入札価格に消費税に相当する額を加算した金額に関わらず、価格評価点を一定とする。

(2) 評価上限価格

総合評価落札方式で実施する場合は、価格評価における評価点に上限を設けるため、評価上限価格を設定する。評価上限価格は、「静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領」第3条第2項及び第3項に規定する調査基準価格の算定方法を準用して算定する。

(3) 技術評価に対する価格評価の割合

技術評価に対する価格評価の割合(α)の値を表-3 技術評価に対する価格評価の割合に示す。

表-1 技術評価に対する価格評価の割合

	標準型 (評価テーマあり)	簡易型 (I・II) (評価テーマなし)
技術評価に対する価格評価の割合 (α)	$\alpha = 0.5$	$\alpha = 1$

5 総合評価落札方式の実施手順

5-1 各タイプにおける基本的な手順

総合評価落札方式を実施する場合、地方自治法施行令第167条の10の2第4項に基づき、落札者の決定基準を定めるときは学識経験者への意見聴取を行う。その際に併せて、同法施行令第167条の10の2第5項に基づき、落札者決定時に改めて意見聴取の必要があるかを聴き、必要な場合は当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

また、「静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式（建設関連業務）実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき、総合評価落札方式で発注する業務の実施手順については、当ガイドラインによるものとする。

総合評価の基本的な実施手順について、**図-4 総合評価落札方式における基本的な手順**に示す。

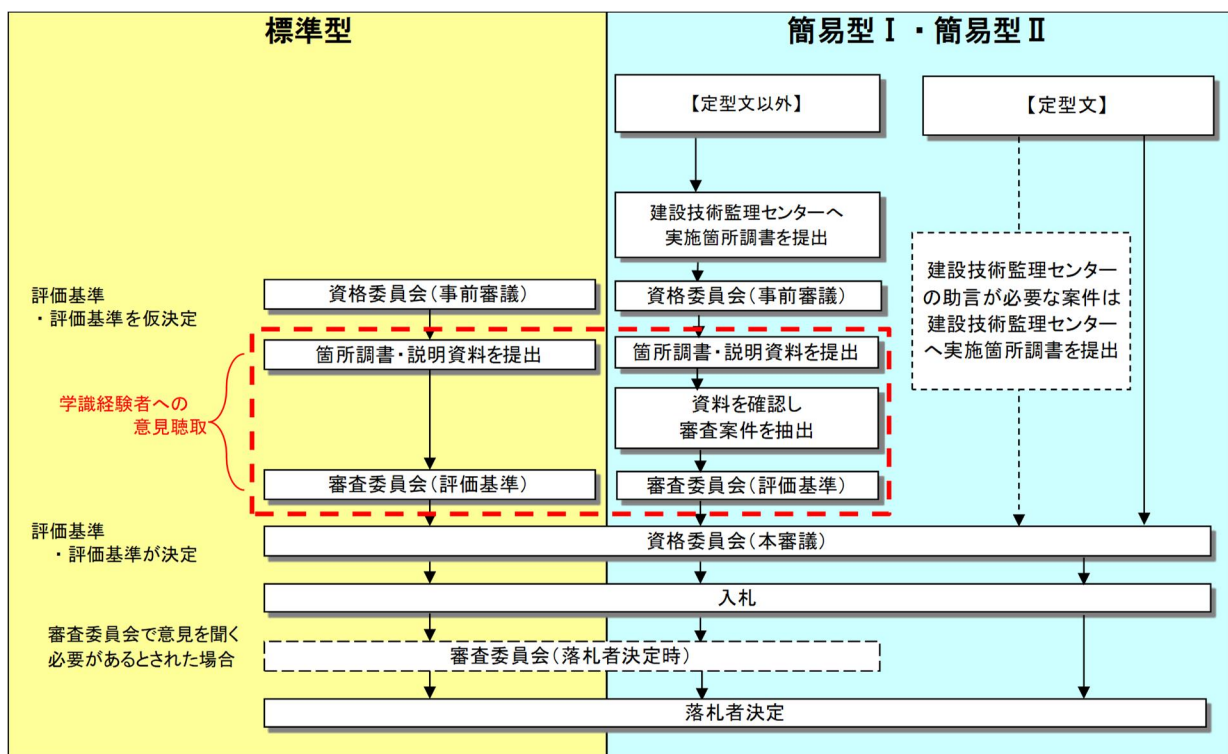


図-4 総合評価落札方式における基本的な手順

5-2 定型文

評価項目の予定技術者の経験及び能力における同種・類似業務の設定の一部において、過去に学識経験者へ意見聴取した設定内容を定型文として事前に定め、これを活用した簡易型 I、II の案件については、総合評価審査委員会での意見聴取の対象外とする。

定型文を使用していない案件及び標準型については、同種・類似業務の設定内容について、総合評価審査委員会での意見聴取の対象とする。なお、総合評価審査委員会での意見聴取案件については、資格委員会（事前審議）の2か月前までに建設技術監理センターへの案件を報告すること。

5-3 学識経験者の意見聴取

総合評価落札方式の適用により、技術提案の審査・評価を行うにあたっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う。

総合評価落札方式の実施にあたり、地方自治法施行令及び施行規則の規定により、次の場合についてあらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くこととされている。

(1) 落札者決定基準を定めようとするとき

(2) (1) の意見聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするとき

意見聴取にあたっては、複数の学識経験者と行政委員（県職員）で構成する「静岡県交通基盤部土木関係総合評価審査委員会（※1）」により意見聴取を行うものとする。

なお、審査委員会において、総合評価落札方式の実施方針及び標準型、定型文を使用していない案件、必須評価項目の変更を行う案件の審議等を行う。

※1 静岡県交通基盤部土木関係総合評価審査委員会設置要領により、審査委員会は学識経験者と行政委員で構成する。

※建築関係建設コンサルタント業務については、評価項目及び評価基準が本ガイドラインの内容に沿わないため、対象外とする。

5-4 事前確認型と事後確認型

総合評価落札方式を実施する場合、実績等の詳細な確認について、入札後に行う事後確認型を採用できるものとする。

(1) 事前確認型

入札前に全ての技術資料（様式4号及び様式5号の根拠書類を含む）の提出を求め、評価の詳細な確認まで行い落札者を決定する場合を事前確認型とする。

※技術資料：総合評価落札方式で、入札参加者から提出される評価項目に係る全ての資料（様式1号～7号及び、様式第4号及び様式第5号の根拠書類）を「技術資料」という。

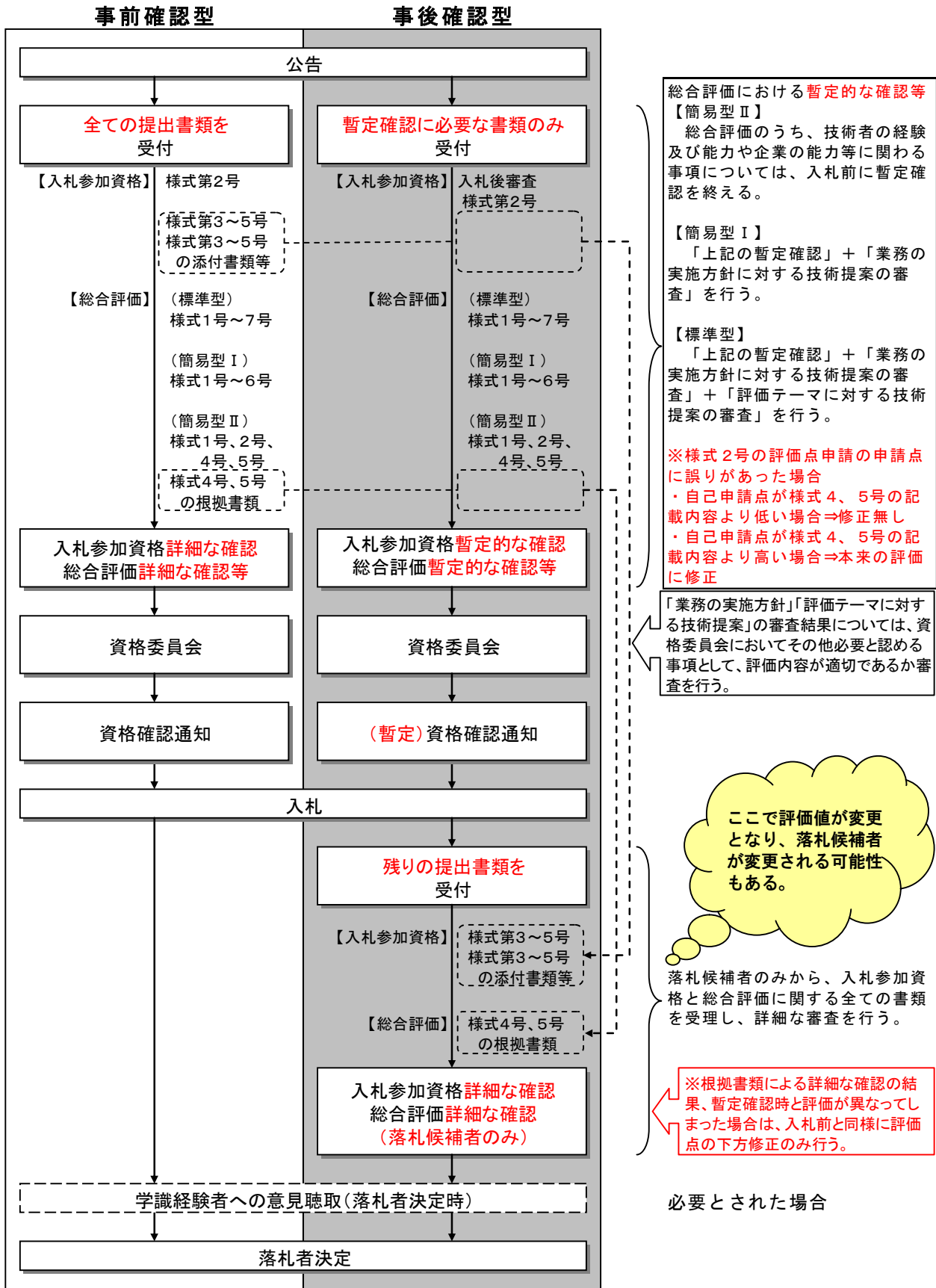
(2) 事後確認型

入札前に、様式4号及び様式5号の根拠書類以外の技術資料の提出を求めて暫定の評価値を算出し、入札後、落札候補者のみに対して様式4号及び様式5号の根拠書類の提出を求めて評価の詳細な確認まで行い落札者を決定する場合を事後確認型とする。

(3) 事前確認型と事後確認型の基本的な手順（公告～落札者決定）

事前確認型と事後確認型の基本的な手順を図-5 事前確認型と事後確認型の基本的な手順（公告～落札者決定）に示す。

詳細な実施手順については、「5-5 総合評価の手順」に示す。



図－5 事前確認型と事後確認型の基本的な手順（公告～落札者決定）

5-5 総合評価の手順

総合評価落札方式では「評価項目」の根拠書類の詳細な確認時期に加え、「入札参加資格」の詳細な確認を行う時期により、手順を組合せて実施ができる。

入札参加資格については、入札参加者全ての詳細な確認を入札前に行う「入札前審査」と落札候補者のみを対象として入札後に行う「入札後審査」がある。

「事前確認型」は、入札前の詳細確認を、入札参加者全てに対して行うため事務量が大きな負担となってしまうが、低入札でなければ、おおむね入札日に落札者が確定する。

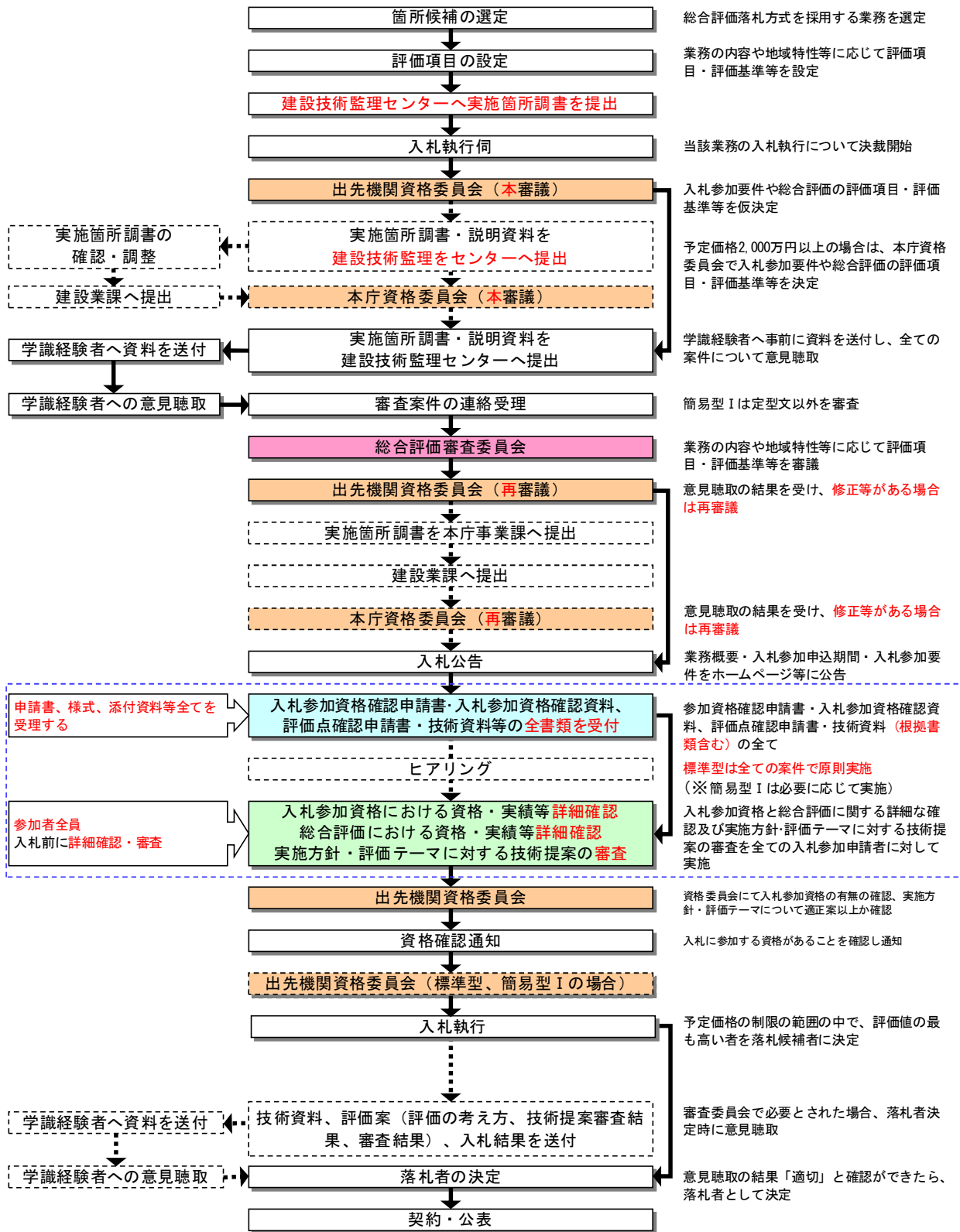
一方、「事後確認型」は、入札後に落札候補者のみを対象として詳細確認を行うため、事務量は軽減されるが、詳細確認により落札候補者でないとされた場合は次順位者に対して同様の詳細確認を行う可能性がある。

標準型と簡易型Ⅰにおける「事前確認型」及び「事後確認型」と、入札参加資格の審査を行う時期による手順を組み合わせた例として、

- 図-6 【定型文以外】標準型及び簡易型Ⅰ、Ⅱ 入札前審査型（参加資格確認）事前確認型（総合評価）
- 図-7 【定型文以外】簡易型Ⅰ、Ⅱ 入札後審査型（参加資格確認）事後確認型（総合評価）
- 図-8 【定型文】簡易型Ⅰ、Ⅱ 入札後審査型（参加資格確認）事後確認型（総合評価）

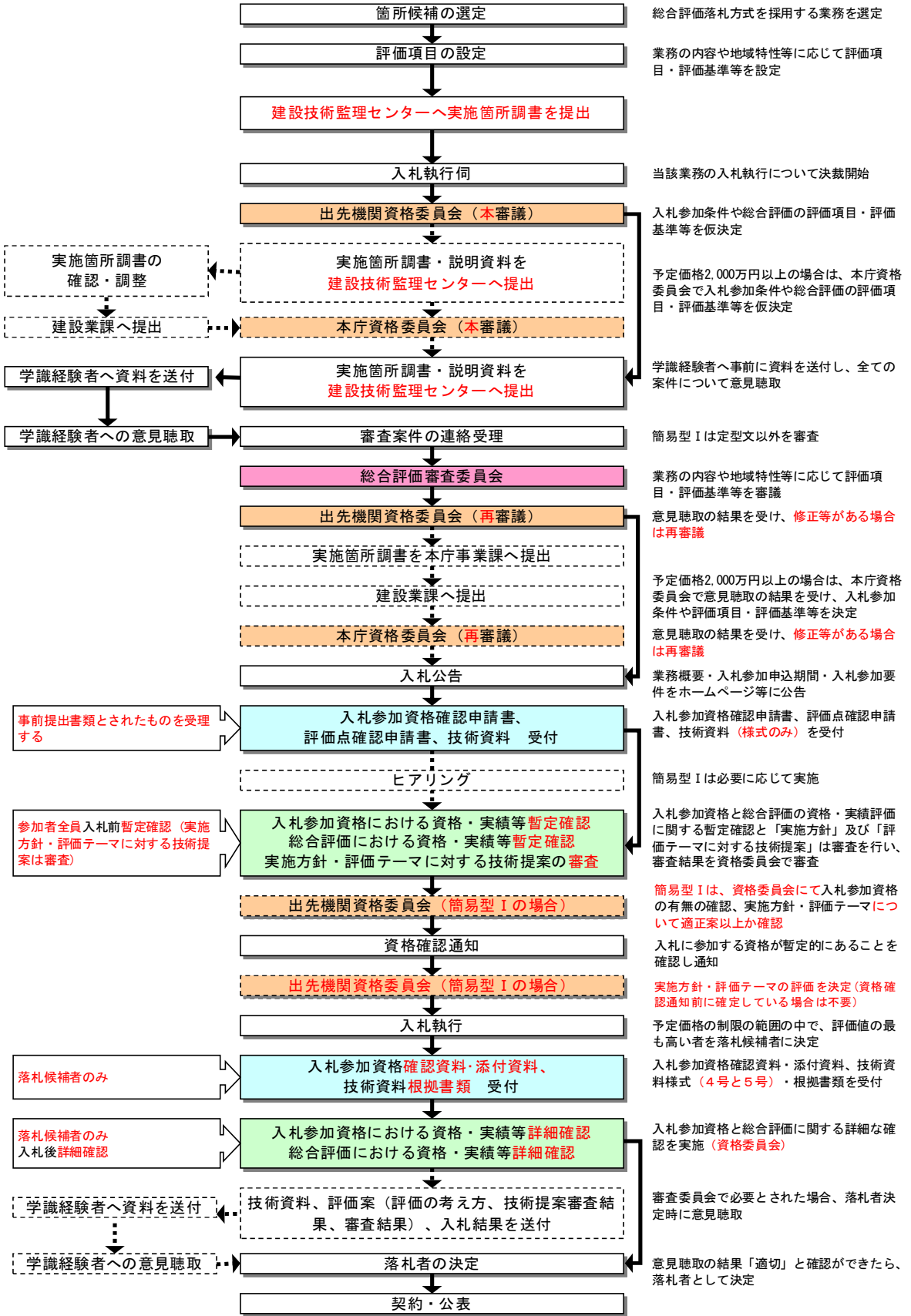
を次ページ以降に示す。

・入札参加資格【入札前審査型】 入札参加資格の確認を、入札前に全ての入札参加者に対して行うもの。
 ・総合評価【事前確認型】 総合評価の価格以外の評価と詳細な確認等を、入札前に全ての入札参加者に対して行うもの。

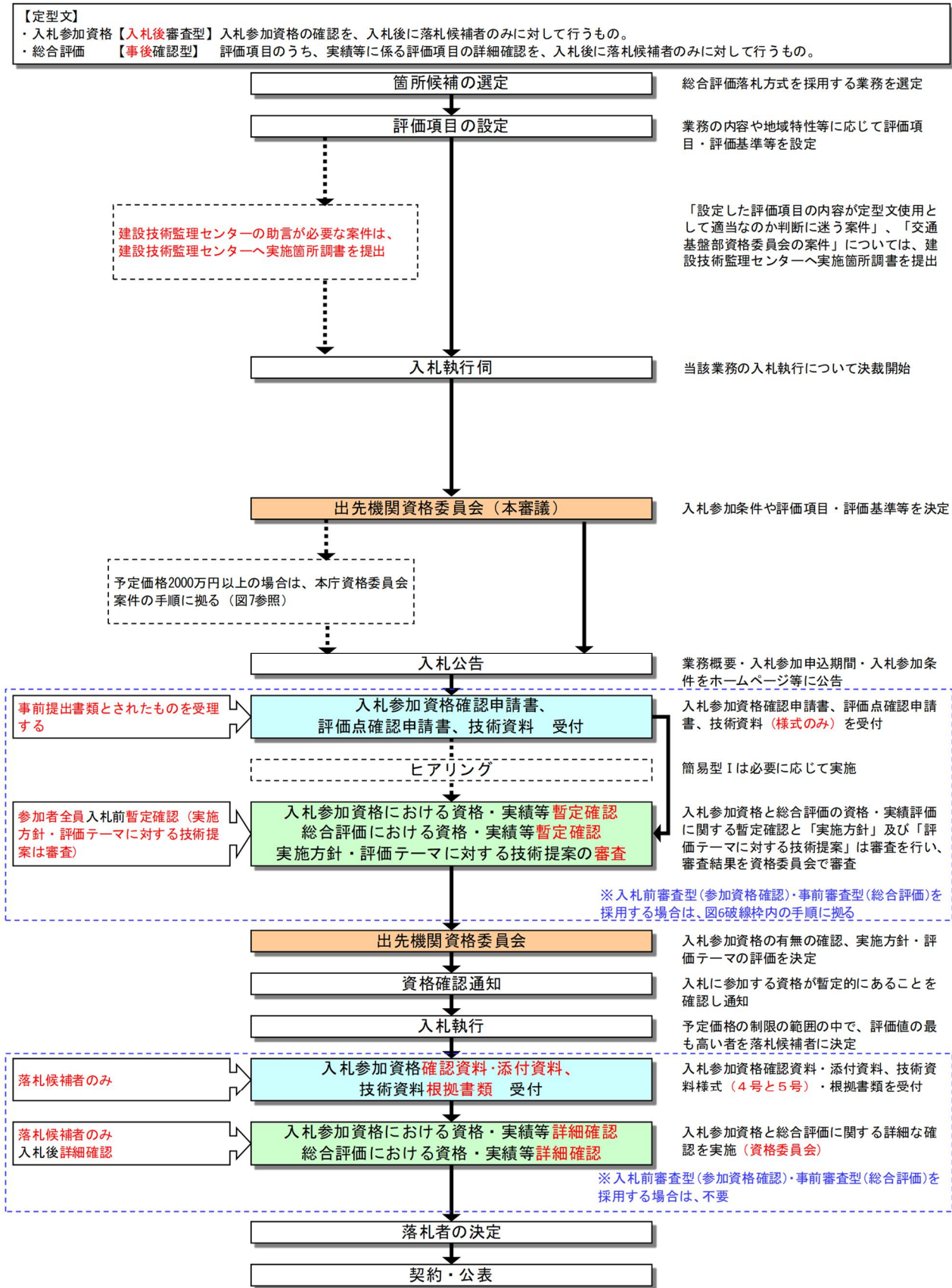


図－6 【定型文以外】標準型及び簡易型Ⅰ、Ⅱ 入札前審査型（参加資格確認）事前確認型（総合評価）

・入札参加資格【入札後審査型】 入札参加資格の確認を、入札後に落札候補者のみに対して行うもの。
 ・総合評価【事後確認型】 評価項目のうち、実績等に係る評価項目の詳細確認を、入札後に落札候補者のみに対して行うもの。



図一七 【定型文以外】簡易型 I、II 入札後審査型（参加資格確認）事後確認型（総合評価）



図－8 【定型文】簡易型Ⅰ、Ⅱ 入札後審査型（参加資格確認）事後確認型（総合評価）

5-6 入札スケジュール

入札の標準スケジュールを参考として掲載する。

なお、業務内容に応じて技術提案等を求める期間を標準日数より長く確保することも可能とする。

表-2 標準型の入札スケジュール（入札前審査型）

総合評価（建設関連業務）「標準型」のスケジュール（入札前審査型）

合計日数	日数内訳1	日数内訳2	項目
1			入札公告
2	1		
3	2		
4	3		
5	4		
6	5		
7	6		
8	7		
9	8		
10	9		
11	10		
12	11		
13	12		
14	13		
15	14		
16	15		
17	16		
18	17		
19	18		
20	19		
21	20		
22	21		
23	22		
24	23		
25	24		
26	25		入札参加資格確認申請書、技術資料締切
27	1		
28	2		
29	3		
30	4		
31	5		
32	6		
33	7		資格委員会（又は決裁）
34	1		資格確認通知
35	2	1	設計図書質問書提出期限
36	3	2	入札参加資格説明要求期限（休日除く3日）
37	1	3	
38	2	4	
39	3	5	設計図書質問書回答期限
40	4	1	
41	5	2	設計図書等の質問に対する回答書縦覧（休日除く3日）、説明要求回答期限
42	1	3	（電子入札受付開始）
43	2		入札（電子入札受付締切）
44	3		開札
45	1		
46	2		
47	3		
48			落札通知・公表

【入札参加資格申請書、技術資料等の提出】
 公告の日の翌日から**25日間**（休日含む）
 * 業務内容に応じ、期間を延長等変更可能
 * **25日間**はセンターが提唱する標準日数

【資格確認通知】
 申請書等の提出期限日の翌日から7日以内
※短縮可能

技術審査（ヒアリング含む）
※短縮可能

提出期限の翌日から5日以内 **※短縮可能**

説明要求に対する回答（要求期限の翌日から5日以内） **※短縮可能**

審査委員会が必要とされた場合は学識経験者への意見聴取を実施する（評価案及び入札結果、休日除く3日）

・上表はスケジュール例（入札前審査型、日程短縮なし）

を示しているため、案件毎に適切なスケジュールにより行うものとする。

・公告開始日や各種申請書等の期間設定及び提出期限日については、

休日（祝祭日、大型連休、お盆休み、年末年始等）を考慮し、有効日数の確保について配慮すること。

※発注機関において短縮可能。

表-3 簡易型 I の入札スケジュール (入札後審査型)

総合評価(建設関連業務)「簡易型 I」のスケジュール (入札後審査型)

合計日数	日数内訳1	日数内訳2	項目
1			入札公告
2	1		
3	2		
4	3		【入札参加資格申請書、技術資料等の提出】 公告の日の翌日から 15日間 (休日含む) * 業務内容に応じ、期間を延長等変更可能 * 15日間 はセンターが提唱する標準日数
5	4		
6	5		
7	6		
8	7		
9	8		
10	9		
11	10		
12	11		
13	12		
14	13		
15	14		
16	15		入札参加資格確認申請書、技術資料締切
17	1		【資格確認通知】 申請書等の提出期限日後速やかに(少なくとも7日以内) ※短縮可能
18	2		
19	3		
20	4		
21	5		
22	6		技術審査 (ヒアリングは必要に応じて実施する) ※短縮可能
23	7		資格確認通知
24	1		設計図書質問書提出期限
25	2	1	
26	3	2	入札参加資格説明要求期限(休日除く3日)
27	1	3	
28	2	4	
29	3	5	設計図書質問書回答期限 提出期限の翌日から5日以内※短縮可能
30	4	1	
31	5	2	設計図書等の質問に対する回答書縦覧(休日除く3日)、回答期限
32	1	3	(電子入札受付開始)
33	2		入札(電子入札受付締切) 説明要求に対する回答(要求期限の翌日から5日以内)※短縮可能
34	3		開札
35	1		
36	2		資格確認資料締切(休日除く2日)
37	1		
38	2		
39	3		資格審査 ※短縮可能
40	4		
41	5		
42			落札通知・公表

・上表はスケジュール例(入札後審査型、日程短縮なし)

を示しているため、案件毎に適切なスケジュールにより行うものとする。

・公告開始日や各種申請書等の期間設定及び提出期限日については、

休日(祝祭日、大型連休、お盆休み、年末年始等)を考慮し、有効日数の確保について配慮すること。

※発注機関において短縮可能。

表－４ 簡易型Ⅱの入札スケジュール（入札後審査型）

総合評価（建設関連業務）「簡易型Ⅱ」のスケジュール（入札後審査型）

合計日数	日数内訳1	日数内訳2	項目
1			入札公告
2	1		【入札参加資格申請書、技術資料等の提出】 公告の日の翌日から 10日間 （休日含む） * 業務内容に応じ、期間を延長可能 * 10日間 はセンターが提唱する標準日数
3	2		
4	3		
5	4		
6	5		
7	6		
8	7		
9	8		
10	9		
11	10		入札参加資格確認申請書、技術資料締切
12	1		【資格確認通知】 申請書等の提出期限日後速やかに（少なくとも7日以内） ※短縮可能
13	2		
14	3		
15	4		
16	5		
17	6		資格確認通知
18	7		設計図書質問書提出期限
19	1		提出期限の翌日から5日以内 ※短縮可能
20	2	1	
21	3	2	入札参加資格説明要求期限（休日除く3日）
22	1	3	設計図書等の質問に対する回答書縦覧（休日除く3日）、回答期限
23	2	4	
24	3	5	
25	4	1	入札（電子入札受付開始）
26	5	2	
27	1	3	入札（電子入札受付締切）
28	2		
29	3		開札
30	1		説明要求に対する回答（要求期限の翌日から5日以内） ※短縮可能
31	2		
32	1		資格確認資料締切（休日除く2日）
33	2		資格審査 ※短縮可能
34	3		
35	4		
36	5		
37			落札通知・公表

・上表はスケジュール例（入札後審査型、日程短縮なし）

を示しているため、案件毎に適切なスケジュールにより行うものとする。

・公告開始日や各種申請書等の期間設定及び提出期限日については、

休日（祝祭日、大型連休、お盆休み、年末年始等）を考慮し、有効日数の確保について配慮すること。

※発注機関において短縮可能。

6 評価項目・評価基準

6-1 評価項目と配点等

「実施要領」に基づき、学識経験者に意見聴取して定めた技術評価を行う項目は、「予定技術者の経験及び能力」、「企業の能力等」、「業務の実施方針等」、「評価テーマに対する技術提案」とし、各項目の配点を表-7 評価項目ごとの配点比率及び表-8 評価項目ごとの配点に示す。評価項目は、標準型、簡易型（Ⅰ・Ⅱ）のそれぞれに示す必須評価項目のほか、必要な選択評価項目を選定することを原則とする。

ただし、業務の特性により、必須評価項目であっても、入札参加者間で差異が生じない項目や業務内容等により適正な評価が困難な項目などについては、学識経験者に意見聴取し、必要に応じて削除できるものとする。

表-5 評価項目ごとの配点比率

タイプ		標準型		簡易型Ⅰ	簡易型Ⅱ
評価テーマ数		2項目	1項目	なし	なし
①予定技術者の経験及び能力		25%	約33%	50%	100%
②企業の能力等					
③業務の実施方針等		25%	約33%	50%	—
④評価テーマに対する技術提案	評価テーマ1	25%	約33%	—	—
	評価テーマ2	25%	—	—	—
計		100%	100%	100%	100%

表－6 評価項目ごとの配点

タイプ		標準型								簡易型Ⅰ				簡易型Ⅱ		
評価テーマ数		2項目				1項目				なし				なし		
評価項目		適用	配点			適用	配点			適用	配点			適用	配点	
			管 理	担 当	照 査		管 理	担 当	照 査		管 理	担 当	照 査			
① 予定技術者の経験及び能力	技術者資格	○	4	2	2	○	4	2	2	○	4	2	2	○	4	
	業務経験	○	4	2	2	○	4	2	2	○	4	2	2	○	4	
	CPD	○	2	1	1	○	2	1	1	○	2	1	1	○	2	
	当該地域の業務経験	○	2	1	1	○	2	1	1	○	2	1	1	○	2	
	手持ち業務量	○	2	4	2	○	2	4	2	○	2	4	2	○	4	
	技術者小計		14	10	8		14	10	8		14	10	8		16	
	小計			32(24)			32(24)				32(24)				16	
換算後の評価点小計(注2)			36(28)				36(28)				36(28)				18	
② 企業の能力等	業務成績	○	6(6)			○	6(6)			○	6(6)			○	3	
	優良業務委託表彰	○	3(3)			○	3(3)			○	3(3)			○	1.5	
	ISOの取組	○	2(2)			○	2(2)			○	2(2)			○	1	
	地理的条件	△※1	2(2)			△※1	2(2)			△※1	2(2)			△※1	1	
	災害協定	○	2(2)			○	2(2)			○	2(2)			○	1	
	地域貢献活動	○	2(2)			○	2(2)			○	2(2)			○	1	
	雇用実績	○	1(1)			○	1(1)			○	1(1)			○	0.5	
小計		16~18(16~18)				16~18(16~18)				16~18(16~18)				8.0~9.0		
換算後の評価点小計(注2)			14(12)				14(12)				14(12)				7	
小計(①+②)			50(40)				50(40)				50(40)				25	
③ 業務の実施方針等	業務理解度	○	20(16)			○	20(16)			○	20(16)			—	—	
	対応方針	○	30(24)			○	30(24)			○	30(24)			—	—	
小計(③)			50(40)				50(40)				50(40)				—	
④ 評価テーマに対する技術提案	評価テーマ1	的確性	○	25(20)			○	25(20)			—	—			—	—
		実現性	○	25(20)			○	25(20)			—	—			—	—
	評価テーマ2	的確性	○	25(20)			—	—			—	—			—	—
		実現性	○	25(20)			—	—			—	—			—	—
小計(④)			100(80)				50(40)				—				—	
技術評価配点合計			200(160)				150(120)				100(80)				25	

適用欄：「○」必須、「△」選択、「—」該当なし

※1：企業の地理的条件については、入札参加資格条件（本社、営業所等の所在地）等を考慮し、入札参加者間で差異が生じるよう適切に設定する。

注1：地質調査業務、測量業務においては、管理技術者を主任技術者、担当技術者を業務代理人に読み替えるものとする。

注2：（ ）は照査技術者を配置しない場合

注3：評価項目ごとの配点比率を確保するため、企業の地理的条件の評価項目を設定しない場合や照査技術者を配置しない場合は、評価点を以下の6パターンのおり換算する。

【パターン1】標準型又は簡易型Ⅰにおいて、企業の地理的条件の評価項目を設定しない場合で、照査技術者を配置する場合

「①予定技術者の経験及び能力」小計×(36÷32) = 36点満点

「②企業の能力等」小計×(14÷15) = 14点満点

【パターン2】標準型又は簡易型Ⅰにおいて、企業の地理的条件の評価項目を設定しない場合で、照査技術者を配置しない場合

「①予定技術者の経験及び能力」小計×(28÷24) = 28点満点

「②企業の能力等」小計×(12÷15) = 12点満点

- 【パターン3】標準型又は簡易型Ⅰにおいて、企業の地理的条件の評価項目を設定する場合で、照査技術者を配置する場合
「①予定技術者の経験及び能力」小計×(36÷32) = 36点満点
「②企業の能力等」小計×(14÷17) = 14点満点
- 【パターン4】標準型又は簡易型Ⅰにおいて、企業の地理的条件の評価項目を設定する場合で、照査技術者を配置しない場合
「①予定技術者の経験及び能力」小計×(28÷24) = 28点満点
「②企業の能力等」小計×(12÷17) = 12点満点
- 【パターン5】簡易型Ⅱにおいて、企業の地理的条件の評価項目を設定しない場合
「①予定技術者の経験及び能力」小計×(18÷16) = 18点満点
「②企業の能力等」小計×(7÷7.5) = 7点満点
- 【パターン6】簡易型Ⅱにおいて、企業の地理的条件の評価項目を設定する場合
「①予定技術者の経験及び能力」小計×(18÷16) = 18点満点
「②企業の能力等」小計×(7÷8.5) = 7点満点

6-2 評価項目及び評価基準

「実施要領」に基づき、学識経験者に意見聴取して定めた評価項目、評価基準を、各タイプや照査技術者の配置の有無ごとに6-4～6-8に示す。評価項目、評価基準は、標準型、簡易型（Ⅰ・Ⅱ）のそれぞれに示すものを原則とする。

ただし、評価項目、評価基準については、業務内容に応じて適宜設定を変更することができるが、その場合は入札参加者間で適正な評価となるよう「実施要領」に基づき、学識経験者に意見聴取を実施し、設定するものとする。

6-3 各評価項目の評価期間及び評価基準日

評価項目には、それぞれ評価の対象となる期間や評価の基準となる日が設定されている。

「同種（類似）業務の経験」については、入札参加資格と同様の考え方とし、技術資料提出日までの経験を評価する。同じく“業務の経験”を評価する「当該地域の業務経験」についても、技術資料提出日までの経験とする。

また、「予定技術者の技術者資格」及び「企業の地理的条件」についても、入札参加資格と同様の考え方とし、評価する期間について制限を設けないこととする。

各評価項目の評価期間及び評価基準日については、表-9 評価期間及び評価基準日一覧表に示す。

表一 評価期間及び評価基準日一覧表

総合評価落札方式の評価基準日及び評価期間について

評価項目	欄外注釈の記載内容	過去6 か年	過去5 か年	過去4 か年	過去3 か年	過去2 か年	過去1 か年	当該 年度	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
技術者資格	(※期間についての制限なし)	期間についての制限なし ※入札参加資格と同様の考え方							
予定技術者の経験及び能力	平成28年4月以降の同種・類似業務経験	※管理技術者又は担当技術者（地質調査業務、測量業務は主任技術者又は業務代理人）として従事した、平成28年4月1日から技術資料提出日までに完了した業務を評価対象とする。							
	CPD（CPDS）の取組状況	※単位取得期間は、過去2か年度のうち任意の1年間とする。年度で証明される団体においては、令和6年度、令和7年度とする。							
	令和3年4月以降の当該地域における業務経験	※管理技術者又は担当技術者（地質調査業務、測量業務は主任技術者又は業務代理人）として従事した、令和3年4月1日から技術資料提出日までに完了した業務を評価対象とする。							
	手持ち業務量	※公告日において、完了していない契約済みの契約金額500万円以上の他の業務（本県以外の発注者のものを含む）で管理技術者又は担当技術者（地質調査業務、測量業務は主任技術者又は業務代理人）として従事している（従事予定を含む）業務を対象とする。							
企業の能力等	過去3か年度における業務成績評定点の平均点（県の平均点以上を評価する）	※業務成績は、建設事務総合システム（静岡県交通基盤部、経営管理部、くらし・環境部、スポーツ・文化観光部、経済産業部、企業局の発注業務）に登録された過去3か年度の平均点（当該業務の発注業種と同業種）で評価する。また、発注業務と同業種の成績評定点がない場合は、加点評価しない。							
	過去2か年度における優良業務委託表彰の有無	※前年度から過去2か年度の表彰（表彰対象業務はそれぞれの前年度完成業務）であり、当該年度の表彰は評価しない。静岡県交通基盤部および経済産業部が行う優良業務委託表彰を対象とする。							
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況	※前年度末までに認証されたもの（有効期間内のもの）を評価する。							
	企業の地理的条件	(※期間についての制限なし)							
	過去5か年度の災害協定に基づく活動実績の有無	※前年度から過去5か年度とする。当該年度の活動や当該年度に締結された協定については評価しない。（令和8年度にあつては、令和3年度から令和7年度までの活動実績と、令和7年度末までに締結された協定をいう。）							
	前年度の地域貢献活動実績の有無								過去1か年度
	前年度の新規雇用の有無								過去1か年度

6-4 標準型、照査技術者ありの場合

(1) 技術評価

① 予定技術者の経験及び能力 (36点) 【注1】

			評価項目	配点 (32点)			
			評価対象 期間	評価基準	管理 技術者 (主任 技術者)	担当 技術者 (業務 代理人)	照査 技術者
予定技術者の 経験及び能力	資格要件	技術者資格	制限なし	技術者資格を下記の順位で評価する。(※1) 【建設コンサルタント・地質調査】 ① 技術士 (〇〇部門-〇〇) ② 国土交通省登録技術者資格 (〇〇施設分野〇〇業務) RCCM (〇〇部門) ③ 上記以外 【測量】 ① 国土地理院で認定している「請負測量業務の競争入札のための測量技術者の認定資格」のうち業務種別「写真測量」の区分A又は区分Bの資格 ② 国土地理院で認定している「請負測量業務の競争入札のための測量技術者の認定資格」のうち業務種別「写真測量」の区分Cの資格 ③ 上記以外	① 4点 ② 2点 ③ 0点	① 2点 ② 1点 ③ 0点	① 2点 ② 1点 ③ 0点
	業務経験等	業務経験	平成28年4月1日から技術資料提出日まで	同種又は類似業務(※2)の経験を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の経験あり ② 類似業務の経験あり ③ 上記以外	① 4点 ② 2点 ③ 0点	① 2点 ② 1点 ③ 0点	① 2点 ② 1点 ③ 0点

予定技術者の経験及び能力	業務経験等	CPD (CPDS)	令和6年度から令和7年度までのうち、任意の1年間	<p>【建設コンサルタント・地質調査】 建設系CPD協議会構成団体のうち、目標(推奨)単位を設定している団体の認定するCPD (CPDS)の実績(※3)について下記の順位で評価する。</p> <p>【測量】 建設系CPD協議会構成団体のうち、目標(推奨)単位を設定している団体の認定するCPD (CPDS)の実績(※3)または測量系CPD協議会の認定するCPDの実績(※4)について下記の順位で評価する。</p> <p>① 1か年のCPD (CPDS)が推奨(目標)単位以上 ② 上記以外</p>	① 2点 ② 0点	① 1点 ② 0点	① 1点 ② 0点
	情報収集力	当該地域の業務経験	令和3年4月1日から技術資料提出日まで	<p>当該地域における業務経験(※5)の有無について下記の順位で評価する。</p> <p>なお、△△△地域は○○○より広範囲とする。</p> <p>① ○○○における業務経験あり ② △△△における業務経験あり ③ 上記以外</p>	① 2点 ② 1点 ③ 0点	① 1点 ② 0.5点 ③ 0点	① 1点 ② 0.5点 ③ 0点
	専任性	手持ち業務量	公告日	<p>契約金額500万円以上の業務で管理技術者又は担当技術者(地質調査業務、測量業務は主任技術者又は業務代理人又は担当技術者)として従事している全ての手持ち業務件数(※6)について下記の順位で評価する。</p> <p>① 手持ち業務の件数が0~1件 ② 手持ち業務の件数が2件 ③ 手持ち業務の件数が3~4件 ④ 上記以外</p>	① 2点 ② 2点 ③ 1点 ④ 0点	① 4点 ② 2点 ③ 0点 ④ 0点	① 2点 ② 2点 ③ 1点 ④ 0点

【注1】評価項目ごとの配点比率を確保するため、「①予定技術者の経験および能力」の小計に36/32を乗じて36点満点とする。

- ※1 配置予定技術者の技術者資格は、6-9 評価基準の留意点 (1) 技術者資格にある表-10 技術者資格設定の目安を参考に当該業務の内容に応じて設定する資格が異なるため留意する。
- ※2 配置予定技術者の同種又は類似業務の経験は、管理技術者又は担当技術者(地質調査業務、測量業務は主任技術者又は業務代理人又は担当技術者)として従事した、平成28年4月1日から技術資料提出日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験の場合は、分担業務の経験を業務経験として認め、分担業務内容が分かる協定書の写しの提出を求め確認する。
- ※3 配置予定技術者のCPDの実績は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までのうち、任意の1年間において、建設系CPD協議会の各構成団体設定の1年間の推奨(目標)単位以上を取得して

いる場合を評価する。

単位取得は建設系CPD協議会の各構成団体が発行する証明書の写しの提出を求め確認する。なお、証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や1年間に満たない場合は評価の対象としない。

※4 配置予定技術者のCPDの実績は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までのうち、任意の1年間において、測量系CPD協議会の1年間の推奨単位以上を取得している場合を評価する。

単位取得は測量系CPD協議会が発行する証明書の写しの提出を求め確認する。なお、証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や1年間に満たない場合は評価の対象としない。

※5 配置予定技術者の当該地域における業務経験は、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した建設関連業務において、管理技術者又は担当技術者（地質調査業務、測量業務は主任技術者又は業務代理人又は担当技術者）として従事し、令和3年4月1日から技術資料提出日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験についても評価対象とする。

※6 配置予定技術者の手持ち業務量は、公告日において、完了していない契約済みの契約金額500万円以上の他の業務（本県以外の発注者のものを含む）で管理技術者又は担当技術者（地質調査業務、測量業務は主任技術者又は業務代理人又は担当技術者）として従事している（従事予定を含む）全ての件数とする。ただし、合計手持ち業務件数が5件以上の場合は、業務名等の記載は不要とする。また、設計共同体による業務量についても各構成員の業務量とする。

注記 管理技術者（主任技術者）と担当技術者（業務代理人）を兼ねる場合、予定技術者の経験及び能力の評価においては、管理技術者（主任技術者）としての評価を行ない、担当技術者（業務代理人）としては評価しないものとする。

また、担当技術者を複数配置する場合は、代表となる担当技術者を評価の対象とする。ただし、担当技術者の業務を分担して実施する場合（例えば橋梁の下部工と上部工や、躯体と設備など）の担当技術者の評価点については、各分担業務における代表となる担当技術者の平均とする。

②企業の能力（14点）【注2】

	評価項目		配点 (18点)	
	評価対象 期間	評価基準		
企業の 能力等	業務 実績 優 良 業 務 委 託 表 彰 I S O の 取 組	令和5年度 から 令和7年度	当該業務の発注業種と同業種の業務成績の平均点(※7)を下記の順位で評価する。 ① 81点以上 ② 80点以上81点未満 ③ 80点未満	① 6点 ② 3点 ③ 0点
		令和6年度 又は 令和7年度	当該業務の発注業種と同業種の優良業務委託表彰の実績(※8)を下記の順位で評価する。 ① 知事表彰の実績あり ② 部長表彰の実績あり ③ 所属長表彰の実績あり ④ 上記以外	① 3点 ② 2点 ③ 1点 ④ 0点
		令和8年 3月31日 時点	品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※9)を下記の順位で評価する。 ① ISO9001 若しくは ISO14001 の認証を取得済み ② 上記以外	① 2点 ② 0点

企業の能力等	地域貢献等	地理的条件(※10)	制限なし 本社又は営業所等（静岡県建設関連業務委託に係る入札参加資格者名簿に登録されている）の有無を下記の順位で評価する。 ① ○○○○事務所管内に本社を有する。 ② 上記以外	① 2点 ② 0点
		災害協定	(活動実績) 令和3年度から令和7年度(災害協定) 令和8年3月31日時点 静岡県との災害協定に基づく活動実績及び災害協定(※11)の有無を下記の順位で評価する。 ① 災害協定に基づく活動実績あり ② 災害協定の締結あり ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点
		地域貢献活動	令和7年度 静岡県内における地域貢献活動の実績の有無を下記の順位で評価する。 ① 企業の活動実績あり(※12)及び協働活動の支援実績あり(※13) ② 企業の活動実績あり(※12)又は協働活動の支援実績あり(※13) ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点
		雇用実績	令和7年度 新規雇用実績(※15)の有無を下記の順位で評価する。 ① 雇用実績あり ② 上記以外	① 1点 ② 0点

【注2】評価項目ごとの配点比率を確保するため、「②企業の能力」の小計に14/17を乗じて14点満点とする。(地理的条件を選択する場合)

- ※7 企業の業務成績は、建設事務総合システム（静岡県交通基盤部、経営管理部、くらし・環境部、スポーツ・文化観光部、経済産業部、企業局の発注業務）に登録された過去3か年度（令和5年度から令和7年度に完了した当初契約金額100万円以上の業務）の平均点（当該業務の発注業種と同業種【建設コンサルタント・地質調査・測量】）で評価する。また、設計共同体による業務成績についても評価対象とし、発注業種と同業種の成績評定点がない入札参加者については加点しない。
- ※8 優良業務委託表彰は、令和6年度又は令和7年度の表彰（表彰対象業務はそれぞれ前年度完了業務）における、静岡県交通基盤部又は経済産業部が行う委託表彰6部門のうち、表彰された業務と発注業務が同業種（建設コンサルタント、地質調査、測量）の場合に限り、加点点評価の対象とする。また、設計共同体による表彰の実績は代表者及び構成員共に評価の対象とする。
- ※9 企業のISOの取組状況は、令和8年3月31日までに品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得がある場合（有効期間内のもの）に評価する。認証の取得を証明できる書類で確認する。
- ※10 企業の地理的条件は、選択評価項目であるため、入札参加資格条件（本社、営業所等の所在地）を考慮し、設定することで評価対象者が限定され恣意的となる場合や、入札参加者間で差異が生じない場合は、評価項目として設定しない。
- ※11 「災害協定の締結あり」とは、静岡県知事部局（危機管理部、経営管理部、くらし・環境部、スポーツ・文化観光部、健康福祉部、経済産業部、交通基盤部）との協定を対象（企業局、がんセンター局、教育委員会、警察本部との協定は対象外）とし、令和8年3月31日時点で協定を締結しているものとする。企業の災害協定における活動実績は、令和3年度から令和7年度とし、災害協定の締結がある場合に、静岡県（土木事務所、農林事務所及び港湾・漁港関係事務所（局））が災害協定による業務実施要請を行い、令和7年度までに完成、引き渡し完了した活動実績（建設関連業務）を評価する。
- ※12 【企業の活動実績】令和7年度に実施した実績を評価対象とする。
静岡県内の公共土木施設（※14）の美化活動や環境保全活動で、企業が自発的に行う活動や企業が

所属する協会等が主催する活動への活動実績を評価する。

静岡県との協働による公共土木施設（※14）の維持管理等に関する活動（リバーフレンドシップ制度、しずおかアダプトロードプログラム、砂防サポートプログラム、ポート・サポーター制度、維持管理活動等）の活動実績を評価対象とし、一社一村しずおか運動による活動への活動実績についても評価対象とする。

〔根拠書類〕

①行政機関若しくは町内会長の記名等に証明書、感謝状、新聞記事、地域情報誌等。なお、新聞記事や地域情報誌は実施時期、実施内容及び会社名が証明できるものとする。

企業が所属する協会等主催の活動は、協会員として企業が参加したことが証明できる資料

※13 【協働活動の支援実績】令和7年度に実施した実績を評価対象とする。

静岡県との協働による公共土木施設（※14）の維持管理活動等に関する活動（リバーフレンドシップ制度、しずおかアダプトロードプログラム、砂防サポートプログラム、ポート・サポーター制度、維持管理活動等）について、静岡県と同意書や協定書を締結している特定非営利活動促進法第10条の認証を受けたNPO（以下「NPO法人」という。）に所属する社員に対し、この活動への参加を認めるなどした企業の実績を評価対象とし、NPO法人と県が交わした同意書や協定書等の内容と活動報告書等の活動内容が合致している活動の場合に評価する。

〔根拠書類〕

①社員であること（雇用関係）が証明できる資料

②上記社員がNPO法人の構成員であることが証明できる資料

③NPO法人と県が交わした同意書や協定書等

④上記社員がNPO法人の構成員として協働の取組に参加したことが確認できる資料（NPO法人作成の活動報告書（写）（NPO法人代表者の記名等が必要）、感謝状、新聞記事、地域情報誌等）で実施時期、実施内容及び社員名が証明できるものとする。

上記①～④の根拠書類のすべてが必要。

※14 公共土木施設

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条に規定する河川・海岸・砂防施設・林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・港湾・漁港・水道・下水道・公園

※15 評価の対象となる「雇用実績」とは、令和7年度の雇用とする。

雇用実績は、県内居住者（雇用後に県内居住者となったものを含む）を新規雇用し、静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式による入札の事前審査登録実施要領に基づく申請書提出日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込みがある場合を評価する。

雇用を証明する根拠書類として、「健康保険被保険者証」※の写し又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し、又は、雇用証明書を添付すること。※健康保険被保険者証は、使用可能な経過措置期間内のものに限る。

県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。

（住民票は、技術資料提出日が属する月の3か月前の月初め1日以降に発行され、個人番号（マイナンバー）の記載のないものの写し）

③実施方針等（50点）

	評価項目		配点(50点)
		評価基準	
実施方針等	業務理解度	業務の目的及び制約条件等の課題について	20点
	対応方針	抽出した課題に対する対応方針について	30点

※ 評価細目については業務毎に設定し、入札公告に記載すること。

④評価テーマに関する技術提案（100点）

		評価項目		配点（100点）
		評価基準		
評価テーマ	評価テーマ1	的確性	地形、環境、景観、地域特性などの与条件との整合性が高く、優れている場合に優位に評価する。	25点
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が記載され、優れている場合に優位に評価する。	
	実現性	提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。	25点	
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示され、優れている場合に優位に評価する。		
	評価テーマ2	的確性	地形、環境、景観、地域特性などの与条件との整合性が高く、優れている場合に優位に評価する。	25点
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が記載され、優れている場合に優位に評価する。	
実現性		提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。	25点	
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示され、優れている場合に優位に評価する。		

※ 評価テーマは業務毎に1項目または2項目を設定し、入札公告に記載すること。

※ 評価テーマが1項目の場合配点は50点

(2) 価格評価

		評価項目		価格評価点
		評価基準		
入札価格	経済性	入札価格に消費税に相当する額を加算した金額 \geq 評価上限価格		$(1 - \text{入札価格に消費税に相当する額を加算した金額} / \text{予定価格}) \times \text{技術評価配点合計}(200\text{点}) \times 0.5$
		入札価格に消費税に相当する額を加算した金額 $<$ 評価上限価格		$(1 - \text{評価上限価格} / \text{予定価格}) \times \text{技術評価配点合計}(200\text{点}) \times 0.5$

※ 評価テーマが1項目の場合技術評価配点合計は150点

6-5 標準型、照査技術者なしの場合

(1) 技術評価

① 予定技術者の経験及び能力 (28点) 【注1】

	評価項目		配点 (24点)		
	評価対象 期間	評価基準	管理 技術者 (主任 技術者)	担当 技術者 (業務 代理人)	
予定技術者の 経験及び能力	資格要件 技術者資格	制限なし	<p>技術者資格を下記の順位で評価する。 (※1)</p> <p>【建設コンサルタント・地質調査】</p> <p>① 技術士 (〇〇部門-〇〇)</p> <p>② 国土交通省登録技術者資格 (〇〇施設分野〇〇業務) RCCM (〇〇部門)</p> <p>③ 上記以外</p> <p>【測量】</p> <p>① 国土地理院で認定している「請負測量業務の競争入札のための測量技術者の認定資格」のうち業務種別「写真測量」の区分A又は区分Bの資格</p> <p>② 国土地理院で認定している「請負測量業務の競争入札のための測量技術者の認定資格」のうち業務種別「写真測量」の区分Cの資格</p> <p>③ 上記以外</p>	<p>① 4点</p> <p>② 2点</p> <p>③ 0点</p>	<p>① 2点</p> <p>② 1点</p> <p>③ 0点</p>
	業務経験等 業務経験	平成 28 年 4 月 1 日から技術資料提出日まで	<p>同種又は類似業務(※2)の経験を下記の順位で評価する。</p> <p>① 同種業務の経験あり</p> <p>② 類似業務の経験あり</p> <p>③ 上記以外</p>	<p>① 4点</p> <p>② 2点</p> <p>③ 0点</p>	<p>① 2点</p> <p>② 1点</p> <p>③ 0点</p>

予定技術者の経験及び能力	業務経験等	CPD (CPDS)	令和6年度から令和7年度までのうち、任意の1年間	<p>【建設コンサルタント・地質調査】</p> <p>建設系CPD協議会構成団体のうち、目標（推奨）単位を設定している団体の認定するCPD（CPDS）の実績（※3）について下記の順位で評価する。</p> <p>【測量】</p> <p>建設系CPD協議会構成団体のうち、目標（推奨）単位を設定している団体の認定するCPD（CPDS）の実績（※3）または測量系CPD協議会の認定するCPDの実績（※4）について下記の順位で評価する。</p> <p>① 1か年のCPD（CPDS）が推奨（目標）単位以上</p> <p>② 上記以外</p>	① 2点 ② 0点	① 1点 ② 0点
	情報収集力	当該地域の業務経験	令和3年4月1日から技術資料提出日まで	<p>当該地域における業務経験（※5）の有無について下記の順位で評価する。</p> <p>なお、△△△地域は〇〇〇より広範囲とする。</p> <p>① 〇〇〇における業務経験あり</p> <p>② △△△における業務経験あり</p> <p>③ 上記以外</p>	① 2点 ② 1点 ③ 0点	① 1点 ② 0.5点 ③ 0点
	専任性	手持ち業務量	公告日	<p>契約金額 500 万円以上の業務で管理技術者又は担当技術者（地質調査業務、測量業務は主任技術者又は業務代理人又は担当技術者）として従事している全ての手持ち業務件数（※6）について下記の順位で評価する。</p> <p>① 手持ち業務の件数が0～1件</p> <p>② 手持ち業務の件数が2件</p> <p>③ 手持ち業務の件数が3～4件</p> <p>④ 上記以外</p>	① 2点 ② 2点 ③ 1点 ④ 0点	① 4点 ② 2点 ③ 0点 ④ 0点

【注1】 評価項目ごとの配点比率を確保するため、「①予定技術者の経験及び能力」の小計に28/24を乗じて28点満点とする。

- ※1 配置予定技術者の技術者資格は、6-9 評価基準の留意点（1）技術者資格にある表-10 技術者資格設定の目安を参考に当該業務の内容に応じて設定する資格が異なるため留意する。
- ※2 配置予定技術者の同種又は類似業務の経験は、管理技術者又は担当技術者（地質調査業務、測量業務は主任技術者又は業務代理人又は担当技術者）として従事した、平成28年4月1日から技術資料提出日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験の場合は、分担業務の経験を業務経験として認め、分担業務内容が分かる協定書の写しの提出を求め確認する。
- ※3 配置予定技術者のCPDの実績は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までのうち、任意の1年間において、建設系CPD協議会の各構成団体設定の1年間の推奨（目標）単位以上を取得している場合を評価する。
単位取得は建設系CPD協議会の各構成団体が発行する証明書の写しの提出を求め確認する。なお、証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や1年間に満たない場合は評価の対象としない。
- ※4 配置予定技術者のCPDの実績は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までのうち、任意の1年間において、測量系CPD協議会の1年間の推奨単位以上を取得している場合を評価する。

単位取得は測量系CPD協議会が発行する証明書の写しの提出を求め確認する。なお、証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や1年間に満たない場合は評価の対象としない。

- ※5 配置予定技術者の当該地域における業務経験は、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した建設関連業務において、管理技術者又は担当技術者（地質調査業務、測量業務は主任技術者又は業務代理人又は担当技術者）として従事し、令和3年4月1日から技術資料提出日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験についても評価対象とする。
- ※6 配置予定技術者の手持ち業務量は、公告日において、完了していない契約済みの契約金額500万円以上の他の業務（本県以外の発注者のものを含む）で管理技術者又は担当技術者（地質調査業務、測量業務は主任技術者又は業務代理人又は担当技術者）として従事している（従事予定を含む）全ての件数とする。ただし、合計手持ち業務件数が5件以上の場合は、業務名等の記載は不要とする。また、設計共同体による業務量についても各構成員の業務量とする。

注記 管理技術者（主任技術者）と担当技術者（業務代理人）を兼ねる場合、予定技術者の経験及び能力の評価においては、管理技術者（主任技術者）としての評価を行ない、担当技術者（業務代理人）としては評価しないものとする。

また、担当技術者を複数配置する場合は、代表となる担当技術者を評価の対象とする。ただし、担当技術者の業務を分担して実施する場合（例えば橋梁の下部工と上部工や、躯体と設備など）の担当技術者の評価点については、各分担業務における代表となる担当技術者の平均とする。

②企業の能力（12点）【注2】

		評価項目		配点 (18点)
		評価対象 期間	評価基準	
企業の 能力等	業務 成績	令和5年度 から 令和7年度	当該業務の発注業種と同業種の業務成績の平均点(※7)を下記の順位で評価する。 ① 81点以上 ② 80点以上81点未満 ③ 80点未満	① 6点 ② 3点 ③ 0点
	確実性	令和6年度 又は 令和7年度	当該業務の発注業種と同業種の優良業務委託表彰の実績(※8)を下記の順位で評価する。 ① 知事表彰の実績あり ② 部長表彰の実績あり ③ 所属長表彰の実績あり ④ 上記以外	① 3点 ② 2点 ③ 1点 ④ 0点
	I S O の 取 組	令和8年3月 31日時点	品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※9)を下記の順位で評価する。 ① ISO9001 若しくは ISO14001 の認証を取得済み ② 上記以外	① 2点 ② 0点
	地域 貢献等	制限なし	本社又は営業所等（静岡県建設関連業務委託に係る入札参加資格者名簿に登録されている）の有無を下記の順位で評価する。 ① ○○○○事務所管内に本社を有する。 ② 上記以外	① 2点 ② 0点

企業の能力等	地域貢献等	災害協定	(活動実績) 令和3年度 から 令和7年度 (災害協定) 令和8年3月 31日時点	静岡県との災害協定に基づく活動実績及び災害協定(※11)の有無を下記の順位で評価する。 ① 災害協定に基づく活動実績あり ② 災害協定の締結あり ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点
		地域貢献活動	令和7年度	静岡県内における地域貢献活動の実績の有無を下記の順位で評価する。 ① 企業の活動実績あり(※12)及び協働活動の支援実績あり(※13) ② 企業の活動実績あり(※12)又は協働活動の支援実績あり(※13) ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点
		雇用実績	令和7年度	新規雇用実績(※15)の有無を下記の順位で評価する。 ① 雇用実績あり ② 上記以外	① 1点 ② 0点

【注2】評価項目ごとの配点比率を確保するため、「②企業の能力」の小計に12/18を乗じて12点満点とする。(地理的条件を選択する場合)

- ※7 企業の業務成績は、建設事務総合システム(静岡県交通基盤部、経営管理部、くらし・環境部、スポーツ・文化観光部、経済産業部、企業局の発注業務)に登録された過去3か年度(令和5年度から令和7年度に完了した当初契約金額100万円以上の業務)の平均点(当該業務の発注業種と同業種【建設コンサルタント・地質調査・測量】)で評価する。また、設計共同体による業務成績についても評価対象とし、発注業種と同業種の成績評定がない入札参加者については加点しない。
- ※8 優良業務委託表彰は、令和6年度又は令和7年度の表彰(表彰対象業務はそれぞれ前年度完了業務)における、静岡県交通基盤部又は経済産業部が行う委託表彰6部門のうち、表彰された業務と発注業務が同業種(建設コンサルタント、地質調査、測量)の場合に限り、加点評価の対象とする。また、設計共同体による表彰の実績は代表者及び構成員共に評価の対象とする。
- ※9 企業のISOの取組状況は、令和8年3月31日までに品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得がある場合(有効期間内のもの)に評価する。認証の取得を証明できる書類で確認する。
- ※10 企業の地理的条件は、選択評価項目であるため、入札参加資格条件(本社、営業所等の所在地)を考慮し、設定することで評価対象者が限定され恣意的となる場合や、入札参加者間で差異が生じない場合は、評価項目として設定しない。
- ※11 「災害協定の締結あり」とは、静岡県知事部局(危機管理部、経営管理部、くらし・環境部、スポーツ・文化観光部、健康福祉部、経済産業部、交通基盤部)との協定を対象(企業局、がんセンター局、教育委員会、警察本部との協定は対象外)とし、令和8年3月31日時点で協定を締結しているものとする。企業の災害協定における活動実績は、令和3年度から令和7年度とし、災害協定の締結がある場合に、静岡県(土木事務所、農林事務所及び港湾・漁港関係事務所(局))が災害協定による業務実施要請を行い、令和7年度までに完成、引き渡し完了した活動実績(建設関連業務)を評価する。
- ※12 【企業の活動実績】令和7年度に実施した実績を評価対象とする。
静岡県内の公共土木施設(※14)の美化活動や環境保全活動で、企業が自発的に行う活動や企業が所属する協会等が主催する活動への活動実績を評価する。
静岡県との協働による公共土木施設(※14)の維持管理に関する活動(リバーフレンドシップ制度、しずおかアダプトロードプログラム、砂防サポートプログラム、ポート・サポーター制度、維持管理活動等)の活動実績を評価対象とし、一社一村しずおか運動による活動への活動実績についても評価対象とする。

[根拠書類]

①行政機関若しくは町内会長の記名等に証明書、感謝状、新聞記事、地域情報誌等。なお、新聞記

事や地域情報誌は実施時期、実施内容及び会社名が証明できるものとする。

企業が所属する協会等主催の活動は、協会員として企業が参加したことが証明できる資料

※13 【協働活動の支援実績】 令和7年度に実施した実績を評価対象とする。

静岡県との協働による公共土木施設（※14）の維持管理活動等に関する活動（リバーフレンドシップ制度、しずおかアダプトロードプログラム、砂防サポートプログラム、ポート・サポーター制度、維持管理活動等）について、静岡県と同意書や協定書を締結している特定非営利活動促進法第10条の認証を受けたNPO（以下「NPO法人」という。）に所属する社員に対し、この活動への参加を認めるなどした企業の実績を評価対象とし、NPO法人と県が交わした同意書や協定書等の内容と活動報告書等の活動内容が合致している活動の場合に評価する。

[根拠書類]

- ①社員であること（雇用関係）が証明できる資料
- ②上記社員がNPO法人の構成員であることが証明できる資料
- ③NPO法人と県が交わした同意書や協定書等
- ④上記社員がNPO法人の構成員として協働の取組に参加したことが確認できる資料（NPO法人作成の活動報告書（写）（NPO法人代表者の記名等が必要）、感謝状、新聞記事、地域情報誌等）で実施時期、実施内容及び社員名が証明できるものとする。

上記①～④の根拠書類のすべてが必要。

※14 公共土木施設

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条に規定する河川・海岸・砂防施設・林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・港湾・漁港・水道・下水道・公園

※15 評価の対象となる「雇用実績」とは、令和7年度の雇用とする。

雇用実績は、県内居住者（雇用後に県内居住者となったものを含む）を新規雇用し、静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式による入札の事前審査登録実施要領に基づく申請書提出日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込みがある場合を評価する。

雇用を証明する根拠書類として、「健康保険被保険者証」※の写し又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し、又は、雇用証明書を添付すること。※健康保険被保険者証は、使用可能な経過措置期間内のものに限る。

県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。

（住民票は、技術資料提出日が属する月の3か月前の月初め1日以降に発行され、個人番号（マイナンバー）の記載のないものの写し）

③実施方針等（40点）

	評価項目		配点(40点)
	評価基準		
実施方針等	業務理解度	業務の目的及び制約条件等の課題について 目的、内容の理解度が高く、優れている場合、業務の制約となる条件やポイントの理解度が高く、優れている場合（その他発注者が認める重要事項の記載を含む）に優位に評価する。	16点
	対応方針	抽出した課題に対する対応方針について 抽出した業務実施上の問題点や課題等に対する対応方針の実現性が高く、優れている場合（その他発注者が認める重要事項の記載を含む）に優位に評価する。	24点

※ 評価細目については業務毎に設定し、入札公告に記載すること。

④評価テーマに関する技術提案（80点）

		評価項目		配点（80点）
		評価基準		
評価テーマ	評価テーマ1	的確性	地形、環境、景観、地域特性などの与条件との整合性が高く、優れている場合に優位に評価する。	20点
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が記載され、優れている場合に優位に評価する。	
	実現性	提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。	20点	
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示され、優れている場合に優位に評価する。		
	評価テーマ2	的確性	地形、環境、景観、地域特性などの与条件との整合性が高く、優れている場合に優位に評価する。	20点
			必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法等）が記載され、優れている場合に優位に評価する。	
実現性		提案内容に説得力があり、優れている場合に優位に評価する。	20点	
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示され、優れている場合に優位に評価する。		

※ 評価テーマは業務毎に1項目または2項目を設定し、入札公告に記載すること。

※ 評価テーマが1項目の場合配点は40点

(2) 価格評価

		評価項目		価格評価点
		評価基準		
入札価格	経済性	入札価格に消費税に相当する額を加算した金額 \geq 評価上限価格	$(1 - \text{入札価格に消費税に相当する額を加算した金額} / \text{予定価格}) \times \text{技術評価配点合計}(160 \text{点}) \times 0.5$	
		入札価格に消費税に相当する額を加算した金額 $<$ 評価上限価格		$(1 - \text{評価上限価格} / \text{予定価格}) \times \text{技術評価配点合計}(160 \text{点}) \times 0.5$

※ 評価テーマが1項目の場合技術評価配点合計は120点

6-6 簡易型 I、照査技術者ありの場合

(1) 技術評価

① 予定技術者の経験及び能力 (36 点) 【注 1】

			評価項目	配点 (32 点)		
		評価対象 期間	評価基準	管理 技術者 (主任 技術者)	担当 技術者 (業務 代理人)	照査 技術者
予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	制限なし 技術者資格を下記の順位で評価する。(※1) 【建設コンサルタント・地質調査】 ① 技術士 (〇〇部門-〇〇) ② 国土交通省登録技術者資格 (〇〇施設分野〇〇業務) RCCM (〇〇部門) ③ 上記以外 【測量】 ① 国土地理院で認定している「請負測量業務の競争入札のための測量技術者の認定資格」のうち業務種別「写真測量」の区分 A 又は区分 B の資格 ② 国土地理院で認定している「請負測量業務の競争入札のための測量技術者の認定資格」のうち業務種別「写真測量」の区分 C の資格 ③ 上記以外	① 4 点 ② 2 点 ③ 0 点	① 2 点 ② 1 点 ③ 0 点	① 2 点 ② 1 点 ③ 0 点
	業務経験等	業務経験	平成 28 年 4 月 1 日から技術資料提出日まで 同種又は類似業務(※2)の経験を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の経験あり ② 類似業務の経験あり ③ 上記以外	① 4 点 ② 2 点 ③ 0 点	① 2 点 ② 1 点 ③ 0 点	① 2 点 ② 1 点 ③ 0 点

予定技術者の経験及び能力	業務経験等	CPD (CPDS)	令和6年度から令和7年度までのうち、任意の1年間	<p>【建設コンサルタント・地質調査】 建設系CPD協議会構成団体のうち、目標（推奨）単位を設定している団体の認定するCPD (CPDS) の実績（※3）について下記の順位で評価する。</p> <p>【測量】 建設系CPD協議会構成団体のうち、目標（推奨）単位を設定している団体の認定するCPD (CPDS) の実績（※3）または測量系CPD協議会の認定するCPDの実績（※4）について下記の順位で評価する。</p> <p>① 1か年のCPD (CPDS) が推奨（目標）単位以上 ② 上記以外</p>	① 2点 ② 0点	① 1点 ② 0点	① 1点 ② 0点
	情報収集力	当該地域の業務経験	令和3年4月1日から技術資料提出日まで	<p>当該地域における業務経験（※5）の有無について下記の順位で評価する。</p> <p>なお、△△△地域は○○○より広範囲とする。</p> <p>① ○○○における業務経験あり ② △△△における業務経験あり ③ 上記以外</p>	① 2点 ② 1点 ③ 0点	① 1点 ② 0.5点 ③ 0点	① 1点 ② 0.5点 ③ 0点
	専任性	手持ち業務量	公告日	<p>契約金額500万円以上の業務で管理技術者又は担当技術者（地質調査業務、測量業務は主任技術者又は業務代理人又は担当技術者）として従事している全ての手持ち業務件数（※6）について下記の順位で評価する。</p> <p>① 手持ち業務の件数が0～1件 ② 手持ち業務の件数が2件 ③ 手持ち業務の件数が3～4件 ④ 上記以外</p>	① 2点 ② 2点 ③ 1点 ④ 0点	① 4点 ② 2点 ③ 0点 ④ 0点	① 2点 ② 2点 ③ 1点 ④ 0点

【注1】 評価項目ごとの配点比率を確保するため、「①予定技術者の経験及び能力」の小計に36/32を乗じて36点満点とする。

- ※1 配置予定技術者の技術者資格は、6-9 評価基準の留意点（1）技術者資格にある表-10 技術者資格設定の目安を参考に当該業務の内容に応じて設定する資格が異なるため留意する。
- ※2 配置予定技術者の同種又は類似業務の経験は、管理技術者又は担当技術者（地質調査業務、測量業務は主任技術者又は業務代理人又は担当技術者）として従事した、平成28年4月1日から技術資料提出日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験の場合は、分担業務の経験を業務経験として認め、分担業務内容が分かる協定書の写しの提出を求め確認する。
- ※3 配置予定技術者のCPDの実績は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までのうち、任意の1年間において、建設系CPD協議会の各構成団体設定の1年間の推奨（目標）単位以上を取得して

いる場合を評価する。

単位取得は建設系CPD協議会の各構成団体が発行する証明書の写しの提出を求め確認する。なお、証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や1年間に満たない場合は評価の対象としない。

※4 配置予定技術者のCPDの実績は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までのうち、任意の1年間において、測量系CPD協議会の1年間の推奨単位以上を取得している場合を評価する。

単位取得は測量系CPD協議会が発行する証明書の写しの提出を求め確認する。なお、証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や1年間に満たない場合は評価の対象としない。

※5 配置予定技術者の当該地域における業務経験は、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した建設関連業務において、管理技術者又は担当技術者（地質調査業務、測量業務は主任技術者又は業務代理人又は担当技術者）として従事し、令和3年4月1日から技術資料提出日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験についても評価対象とする。

※6 配置予定技術者の手持ち業務量は、公告日において、完了していない契約済みの契約金額500万円以上の他の業務（本県以外の発注者のものを含む）で管理技術者又は担当技術者（地質調査業務、測量業務は主任技術者又は業務代理人又は担当技術者）として従事している（従事予定を含む）全ての件数とする。ただし、合計手持ち業務件数が5件以上の場合は、業務名等の記載は不要とする。また、設計共同体による業務量についても各構成員の業務量とする。

注記 管理技術者（主任技術者）と担当技術者（業務代理人）を兼ねる場合、予定技術者の経験及び能力の評価においては、管理技術者（主任技術者）としての評価を行ない、担当技術者（業務代理人）としては評価しないものとする。

また、担当技術者を複数配置する場合は、代表となる担当技術者を評価の対象とする。ただし、担当技術者の業務を分担して実施する場合（例えば橋梁の下部工と上部工や、躯体と設備など）の担当技術者の評価点については、各分担業務における代表となる担当技術者の平均とする。

②企業の能力（14点）【注2】

	評価項目			配点 (18点)
		評価対象 期間	評価基準	
企業の 能力等	確 実 性	業務 成 績	令和5年度 から 令和7年度 当該業務の発注業種と同業種の業務成績の平均点(※7)を下記の順位で評価する。 ① 81点以上 ② 80点以上81点未満 ③ 80点未満	① 6点 ② 3点 ③ 0点
		優良 業 務 委 託 表 彰	令和6年度 又は 令和7年度 当該業務の発注業種と同業種の優良業務委託表彰の実績(※8)を下記の順位で評価する。 ① 知事表彰の実績あり ② 部長表彰の実績あり ③ 所属長表彰の実績あり ④ 上記以外	① 3点 ② 2点 ③ 1点 ④ 0点
		I S O の 取 組	令和8年3月 31日時点 品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※9)を下記の順位で評価する。 ① ISO9001若しくはISO14001の認証を取得済み ② 上記以外	① 2点 ② 0点

企業の能力等	地域貢献等	地理的条件(※10)	制限なし	<p>本社又は営業所等（静岡県建設関連業務委託に係る入札参加資格者名簿に登録されている）の有無を下記の順位で評価する。</p> <p>① ○○○○事務所管内に本社を有する。</p> <p>② 上記以外</p>	<p>① 2点</p> <p>② 0点</p>
		災害協定	<p>（活動実績）</p> <p>令和3年度から令和7年度（災害協定）</p> <p>令和8年3月31日時点</p>	<p>静岡県との災害協定に基づく活動実績及び災害協定(※11)の有無を下記の順位で評価する。</p> <p>① 災害協定に基づく活動実績あり</p> <p>② 災害協定の締結あり</p> <p>③ 上記以外</p>	<p>① 2点</p> <p>② 1点</p> <p>③ 0点</p>
		地域貢献活動	令和7年度	<p>静岡県内における地域貢献活動の実績の有無を下記の順位で評価する。</p> <p>① 企業の活動実績あり(※12)及び協働活動の支援実績あり(※13)</p> <p>② 企業の活動実績あり(※12)又は協働活動の支援実績あり(※13)</p> <p>③ 上記以外</p>	<p>① 2点</p> <p>② 1点</p> <p>③ 0点</p>
		雇用実績	令和7年度	<p>新規雇用実績(※15)の有無を下記の順位で評価する。</p> <p>① 雇用実績あり</p> <p>② 上記以外</p>	<p>① 1点</p> <p>② 0点</p>

【注2】評価項目ごとの配点比率を確保するため、「②企業の能力」の小計に14/18を乗じて14点満点とする。（地理的条件を選択する場合）

- ※7 企業の業務成績は、建設事務総合システム（静岡県交通基盤部、経営管理部、暮らし・環境部、文化・観光部、経済産業部、企業局の発注業務）に登録された過去3か年度（令和5年度から令和7年度に完了した当初契約金額100万円以上の業務）の平均点（当該業務の発注業種と同業種【建設コンサルタント・地質調査・測量】）で評価する。また、設計共同体による業務成績についても評価対象とし、発注業種と同業種の成績評定点がない入札参加者については加点しない。
- ※8 優良業務委託表彰は、令和6年度又は令和7年度の表彰（表彰対象業務はそれぞれ前年度完了業務）における、静岡県交通基盤部又は経済産業部が行う委託表彰6部門のうち、表彰された業務と発注業務が同業種（建設コンサルタント、地質調査、測量）の場合に限り、加点评価の対象とする。また、設計共同体による表彰の実績は代表者及び構成員共に評価の対象とする。
- ※9 企業のISOの取組状況は、令和8年3月31日までに品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得がある場合（有効期間内のもの）に評価する。認証の取得を証明できる書類で確認する。
- ※10 企業の地理的条件は、選択評価項目であるため、入札参加資格条件（本社、営業所等の所在地）を考慮し、設定することで評価対象者が限定され恣意的となる場合や、入札参加者間で差異が生じない場合は、評価項目として設定しない。
- ※11 「災害協定の締結あり」とは、静岡県知事部局（危機管理部、経営管理部、暮らし・環境部、スポーツ・文化観光部、健康福祉部、経済産業部、交通基盤部）との協定を対象（企業局、がんセンター局、教育委員会、警察本部との協定は対象外）とし、令和8年3月31日時点で協定を締結しているものとする。企業の災害協定における活動実績は、令和3年度から令和7年度とし、災害協定の締結がある場合に、静岡県（土木事務所、農林事務所及び港湾・漁港関係事務所（局））が災害協定による業務実施要請を行い、令和7年度までに完成、引き渡し完了した活動実績（建設関連業務）を評価する。
- ※12 【企業の活動実績】令和7年度に実施した実績を評価対象とする。
静岡県内の公共土木施設（※14）の美化活動や環境保全活動で、企業が自発的に行う活動や企業が

所属する協会等が主催する活動への活動実績を評価する。

静岡県との協働による公共土木施設（※14）の維持管理等に関する活動（リバーフレンドシップ制度、しずおかアダプトロードプログラム、砂防サポートプログラム、ポート・サポーター制度、維持管理活動等）の活動実績を評価対象とし、一社一村しずおか運動による活動への活動実績についても評価対象とする。

〔根拠書類〕

①行政機関若しくは町内会長の記名等に証明書、感謝状、新聞記事、地域情報誌等。なお、新聞記事や地域情報誌は実施時期、実施内容及び会社名が証明できるものとする。

企業が所属する協会等主催の活動は、協会員として企業が参加したことが証明できる資料

※13 【協働活動の支援実績】令和7年度に実施した実績を評価対象とする。

静岡県との協働による公共土木施設（※14）の維持管理活動等に関する活動（リバーフレンドシップ制度、しずおかアダプトロードプログラム、砂防サポートプログラム、ポート・サポーター制度、維持管理活動等）について、静岡県と同意書や協定書を締結している特定非営利活動促進法第10条の認証を受けたNPO（以下「NPO法人」という。）に所属する社員に対し、この活動への参加を認めるなどした企業の実績を評価対象とし、NPO法人と県が交わした同意書や協定書等の内容と活動報告書等の活動内容が合致している活動の場合に評価する。

〔根拠書類〕

①社員であること（雇用関係）が証明できる資料

②上記社員がNPO法人の構成員であることが証明できる資料

③NPO法人と県が交わした同意書や協定書等

④上記社員がNPO法人の構成員として協働の取組に参加したことが確認できる資料（NPO法人作成の活動報告書（写）（NPO法人代表者の記名等が必要）、感謝状、新聞記事、地域情報誌等）で実施時期、実施内容及び社員名が証明できるものとする。

上記①～④の根拠書類のすべてが必要。

※14 公共土木施設

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条に規定する河川・海岸・砂防施設・林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・港湾・漁港・水道・下水道・公園

※15 評価の対象となる「雇用実績」とは、令和7年度の雇用とする。

雇用実績は、県内居住者（雇用後に県内居住者となったものを含む）を新規雇用し、静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式による入札の事前審査登録実施要領に基づく申請書提出日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込みがある場合を評価する。

雇用を証明する根拠書類として、「健康保険被保険者証」※の写し又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し、又は、雇用証明書を添付すること。※健康保険被保険者証は、使用可能な経過措置期間内のものに限る。

県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。（住民票は、技術資料提出日が属する月の3か月前の月初め1日以降に発行され、個人番号（マイナンバー）の記載のないものの写し）

③実施方針等（50点）

	評価項目		配点(50点)
		評価基準	
実施方針等	業務理解度	業務の目的及び制約条件等の課題について	20点
	対応方針	抽出した課題に対する対応方針について	30点

※ 評価細目については業務毎に設定し、入札公告に記載すること。

(2) 価格評価

	評価項目		価格評価点
	評価基準		
入札価格	経済性	入札価格に消費税に相当する額を加算した金額 ≥ 評価上限価格	$(1 - \text{入札価格に消費税に相当する額を加算した金額} / \text{予定価格}) \times \text{技術評価配点合計}(100 \text{ 点}) \times 1$
		入札価格に消費税に相当する額を加算した金額 < 評価上限価格	$(1 - \text{評価上限価格} / \text{予定価格}) \times \text{技術評価配点合計}(100 \text{ 点}) \times 1$

6-7 簡易型 I、照査技術者なしの場合

(1) 技術評価

① 予定技術者の経験及び能力 (28 点) 【注 1】

			評価項目	配点 (24 点)	
		評価対象 期間	評価基準	管理 技術者 (主任 技術者)	担当 技術者 (業務 代理人)
予定技術者の 経験及び能力	資格要件	技術者資格	制限なし 技術者資格を下記の順位で評価する。(※1) 【建設コンサルタント・地質調査】 ① 技術士 (〇〇部門-〇〇) ② 国土交通省登録技術者資格 (〇〇施設分野〇〇業務) RCCM (〇〇部門) ③ 上記以外 【測量】 ① 国土地理院で認定している「請負測量業務の競争入札のための測量技術者の認定資格」のうち業務種別「写真測量」の区分 A 又は区分 B の資格 ② 国土地理院で認定している「請負測量業務の競争入札のための測量技術者の認定資格」のうち業務種別「写真測量」の区分 C の資格 ③ 上記以外	① 4 点 ② 2 点 ③ 0 点	① 2 点 ② 1 点 ③ 0 点
	業務経験等	業務経験	平成 28 年 4 月 1 日から技術資料提出日まで 同種又は類似業務(※2)の経験を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の経験あり ② 類似業務の経験あり ③ 上記以外	① 4 点 ② 2 点 ③ 0 点	① 2 点 ② 1 点 ③ 0 点

予定技術者の経験及び能力	業務経験等	CPD (CPDS)	<p>令和6年度から令和7年度までのうち、任意の1年間</p> <p>【建設コンサルタント・地質調査】 建設系CPD協議会構成団体のうち、目標(推奨)単位を設定している団体の認定するCPD (CPDS) の実績(※3)について下記の順位で評価する。</p> <p>【測量】 建設系CPD協議会構成団体のうち、目標(推奨)単位を設定している団体の認定するCPD (CPDS) の実績(※3)または測量系CPD協議会の認定するCPDの実績(※4)について下記の順位で評価する。</p> <p>① 1か年のCPD (CPDS) が推奨(目標)単位以上 ② 上記以外</p>	<p>① 2点 ② 0点</p>	<p>① 1点 ② 0点</p>
	情報収集力	当該地域の業務経験	<p>令和3年4月1日から技術資料提出日まで</p> <p>当該地域における業務経験(※5)の有無について下記の順位で評価する。 なお、△△△地域は○○○より広範囲とする。</p> <p>① ○○○における業務経験あり ② △△△における業務経験あり ③ 上記以外</p>	<p>① 2点 ② 1点 ③ 0点</p>	<p>① 1点 ② 0.5点 ③ 0点</p>
	専任性	手持ち業務量	<p>公告日</p> <p>契約金額500万円以上の業務で管理技術者又は担当技術者(地質調査業務、測量業務は主任技術者又は業務代理人又は担当技術者)として従事している全ての手持ち業務件数(※6)について下記の順位で評価する。</p> <p>① 手持ち業務の件数が0～1件 ② 手持ち業務の件数が2件 ③ 手持ち業務の件数が3～4件 ④ 上記以外</p>	<p>① 2点 ② 2点 ③ 1点 ④ 0点</p>	<p>① 4点 ② 2点 ③ 0点 ④ 0点</p>

【注1】 評価項目ごとの配点比率を確保するため、「①予定技術者の経験及び能力」の小計に28/24を乗じて28点満点とする。

- ※1 配置予定技術者の技術者資格は、6-9 評価基準の留意点 (1) 技術者資格にある表-10 技術者資格設定の目安を参考に当該業務の内容に応じて設定する資格が異なるため留意する。
- ※2 配置予定技術者の同種又は類似業務の経験は、管理技術者又は担当技術者(地質調査業務、測量業務は主任技術者又は業務代理人又は担当技術者)として従事した、平成28年4月1日から技術資料提出日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験の場合は、分担業務の経験を業務経験として認め、分担業務内容が分かる協定書の写しの提出を求め確認する。
- ※3 配置予定技術者のCPDの実績は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までのうち、任意の1年間において、建設系CPD協議会の各構成団体設定の1年間の推奨(目標)単位以上を取得している場合を評価する。
単位取得は建設系CPD協議会の各構成団体が発行する証明書の写しの提出を求め確認する。なお、証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や1年間に満たない場合は評価の対象としない。
- ※4 配置予定技術者のCPDの実績は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までのうち、任意の1

年間において、測量系CPD協議会の1年間の推奨単位以上を取得している場合を評価する。

単位取得は測量系CPD協議会が発行する証明書の写しの提出を求め確認する。なお、証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や1年間に満たない場合は評価の対象としない。

- ※5 配置予定技術者の当該地域における業務経験は、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した建設関連業務において、管理技術者又は担当技術者（地質調査業務、測量業務は主任技術者又は業務代理人又は担当技術者）として従事し、令和3年4月1日から技術資料提出日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験についても評価対象とする。
- ※6 配置予定技術者の手持ち業務量は、公告日において、完了していない契約済みの契約金額500万円以上の他の業務（本県以外の発注者のものを含む）で管理技術者又は担当技術者（地質調査業務、測量業務は主任技術者又は業務代理人又は担当技術者）として従事している（従事予定を含む）全ての件数とする。ただし、合計手持ち業務件数が5件以上の場合は、業務名等の記載は不要とする。また、設計共同体による業務量についても各構成員の業務量とする。

注記 管理技術者（主任技術者）と担当技術者（業務代理人）を兼ねる場合、予定技術者の経験及び能力の評価においては、管理技術者（主任技術者）としての評価を行ない、担当技術者（業務代理人）としては評価しないものとする。

また、担当技術者を複数配置する場合は、代表となる担当技術者を評価の対象とする。ただし、担当技術者の業務を分担して実施する場合（例えば橋梁の下部工と上部工や、躯体と設備など）の担当技術者の評価点については、各分担業務における代表となる担当技術者の平均とする。

②企業の能力（12点）【注2】

		評価項目		配点 (18点)
		評価対象 期間	評価基準	
企業の 能力等	確実性	業務成績 令和5年度 から 令和7年度	当該業務の発注業種と同業種の業務成績の平均点(※7)を下記の順位で評価する。 ① 81点以上 ② 80点以上81点未満 ③ 80点未満	① 6点 ② 3点 ③ 0点
		優良業務委託表彰 令和6年度 又は 令和7年度	当該業務の発注業種と同業種の優良業務委託表彰の実績(※8)を下記の順位で評価する。 ① 知事表彰の実績あり ② 部長表彰の実績あり ③ 所属長表彰の実績あり ④ 上記以外	① 3点 ② 2点 ③ 1点 ④ 0点
		ISOの取組 令和8年3月 31日時点	品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※9)を下記の順位で評価する。 ① ISO9001若しくはISO14001の認証を取得済み ② 上記以外	① 2点 ② 0点
	地域貢献等	地理的条件(※10) 制限なし	本社又は営業所等（静岡県建設関連業務委託に係る入札参加資格者名簿に登録されている）の有無を下記の順位で評価する。 ① ○○○○事務所管内に本社を有する。 ② 上記以外	① 2点 ② 0点

企業の能力等	地域貢献等	災害協定	(活動実績) 令和3年度から 令和7年度 (災害協定) 令和8年3月31日時点	静岡県との災害協定に基づく活動実績及び災害協定(※11)の有無を下記の順位で評価する。 ① 災害協定に基づく活動実績あり ② 災害協定の締結あり ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点
		地域貢献活動	令和7年度	静岡県内における地域貢献活動の実績の有無を下記の順位で評価する。 ① 企業の活動実績あり(※12)及び協働活動の支援実績あり(※13) ② 企業の活動実績あり(※12)又は協働活動の支援実績あり(※13) ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点
		雇用実績	令和7年度	新規雇用実績(※15)の有無を下記の順位で評価する。 ① 雇用実績あり ② 上記以外	① 1点 ② 0点

【注2】評価項目ごとの配点比率を確保するため、「②企業の能力」の小計に12/18を乗じて12点満点とする。(地理的条件を選択する場合)

- ※7 企業の業務成績は、建設事務総合システム(静岡県交通基盤部、経営管理部、くらし・環境部、スポーツ・文化観光部、経済産業部、企業局の発注業務)に登録された過去3か年度(令和5年度から令和7年度に完了した当初契約金額100万円以上の業務)の平均点(当該業務の発注業種と同業種【建設コンサルタント・地質調査・測量】)で評価する。また、設計共同体による業務成績についても評価対象とし、発注業種と同業種の成績評定がない入札参加者については加点しない。
- ※8 優良業務委託表彰は、令和6年度又は令和7年度の表彰(表彰対象業務はそれぞれ前年度完了業務)における、静岡県交通基盤部又は経済産業部が行う委託表彰6部門のうち、表彰された業務と発注業務が同業種(建設コンサルタント、地質調査、測量)の場合に限り、加点評価の対象とする。また、設計共同体による表彰の実績は代表者及び構成員共に評価の対象とする。
- ※9 企業のISOの取組状況は、令和8年3月31日までに品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得がある場合(有効期間内のもの)に評価する。認証の取得を証明できる書類で確認する。
- ※10 企業の地理的条件は、選択評価項目であるため、入札参加資格条件(本社、営業所等の所在地)を考慮し、設定することで評価対象者が限定され恣意的となる場合や、入札参加者間で差異が生じない場合は、評価項目として設定しない。
- ※11 「災害協定の締結あり」とは、静岡県知事部局(危機管理部、経営管理部、くらし・環境部、スポーツ・文化観光部、健康福祉部、経済産業部、交通基盤部)との協定を対象(企業局、がんセンター局、教育委員会、警察本部との協定は対象外)とし、令和8年3月31日時点で協定を締結しているものとする。企業の災害協定における活動実績は、令和3年度から令和7年度とし、災害協定の締結がある場合に、静岡県(土木事務所、農林事務所及び港湾・漁港関係事務所(局))が災害協定による業務実施要請を行い、令和7年度までに完成、引き渡し完了した活動実績(建設関連業務)を評価する。
- ※12 【企業の活動実績】令和7年度に実施した実績を評価対象とする。
静岡県内の公共土木施設(※14)の美化活動や環境保全活動で、企業が自発的に行う活動や企業が所属する協会等が主催する活動への活動実績を評価する。
静岡県との協働による公共土木施設(※14)の維持管理に関する活動(リバーフレンドシップ制度、しずおかアダプトロードプログラム、砂防サポートプログラム、ポート・サポーター制度、維持管理活動等)の活動実績を評価対象とし、一社一村しずおか運動による活動への活動実績についても評価対象とする。

[根拠書類]

①行政機関若しくは町内会長の記名等に証明書、感謝状、新聞記事、地域情報誌等。なお、新聞記

事や地域情報誌は実施時期、実施内容及び会社名が証明できるものとする。

企業が所属する協会等主催の活動は、協会員として企業が参加したことが証明できる資料

※13 【協働活動の支援実績】 令和7年度に実施した実績を評価対象とする。

静岡県との協働による公共土木施設（※14）の維持管理活動等に関する活動（リバーフレンドシップ制度、しずおかアダプトロードプログラム、砂防サポートプログラム、ポート・サポーター制度、維持管理活動等）について、静岡県と同意書や協定書を締結している特定非営利活動促進法第10条の認証を受けたNPO（以下「NPO法人」という。）に所属する社員に対し、この活動への参加を認めるなどした企業の実績を評価対象とし、NPO法人と県が交わした同意書や協定書等の内容と活動報告書等の活動内容が合致している活動の場合に評価する。

〔根拠書類〕

- ①社員であること（雇用関係）が証明できる資料
- ②上記社員がNPO法人の構成員であることが証明できる資料
- ③NPO法人と県が交わした同意書や協定書等
- ④上記社員がNPO法人の構成員として協働の取組に参加したことが確認できる資料（NPO法人作成の活動報告書（写）（NPO法人代表者の記名等が必要）、感謝状、新聞記事、地域情報誌等）で実施時期、実施内容及び社員名が証明できるものとする。

上記①～④の根拠書類のすべてが必要。

※14 公共土木施設

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条に規定する河川・海岸・砂防施設・林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・港湾・漁港・水道・下水道・公園

※15 評価の対象となる「雇用実績」とは、令和7年度の雇用とする。

雇用実績は、県内居住者（雇用後に県内居住者となったものを含む）を新規雇用し、静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式による入札の事前審査登録実施要領に基づく申請書提出日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込みがある場合を評価する。

雇用を証明する根拠書類として、「健康保険被保険者証」※の写し又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し、又は、雇用証明書を添付すること。※健康保険被保険者証は、使用可能な経過措置期間内のものに限る。

県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。（住民票は、技術資料提出日が属する月の3か月前の月初め1日以降に発行され、個人番号（マイナンバー）の記載のないものの写し）

③実施方針等（40点）

	評価項目		配点(40点)
		評価基準	
実施方針等	業務理解度	業務の目的及び制約条件等の課題について	16点
	対応方針	抽出した課題に対する対応方針について	24点

※ 評価細目については業務毎に設定し、入札公告に記載すること。

(2) 価格評価

	評価項目		価格評価点
		評価基準	
入札価格	経済性	入札価格に消費税に相当する額を加算した金額 ≥ 評価上限価格	$(1 - \text{入札価格に消費税に相当する額を加算した金額} / \text{予定価格}) \times \text{技術評価配点合計}(80 \text{ 点}) \times 1$
		入札価格に消費税に相当する額を加算した金額 < 評価上限価格	$(1 - \text{評価上限価格} / \text{予定価格}) \times \text{技術評価配点合計}(80 \text{ 点}) \times 1$

6-8 簡易型Ⅱの場合

(1) 技術評価

① 予定技術者の経験及び能力 (18点) 【注1】

		評価項目		配点 (16点)
		評価対象 期間	評価基準	管理 技術者 (主任 技術者)
予定技術者の 経験及び能力	資格要件	技術者資格	制限なし 技術者資格を下記の順位で評価する。(※1) 【建設コンサルタント・地質調査】 ① 技術士(〇〇部門-〇〇) ② 国土交通省登録技術者資格 (〇〇施設分野〇〇業務) R C C M (〇〇部門) ③ 上記以外 【測量】 ① 国土地理院で認定している「請負測量業務の競争入札のための測量技術者の認定資格」のうち業務種別「写真測量」の区分A又は区分Bの資格 ② 国土地理院で認定している「請負測量業務の競争入札のための測量技術者の認定資格」のうち業務種別「写真測量」の区分Cの資格 ③ 上記以外	① 4点 ② 2点 ③ 0点
		業務経験	平成28年4月1日から技術資料提出日まで 同種又は類似業務(※2)の経験を下記の順位で評価する。 ① 同種業務の経験あり ② 類似業務の経験あり ③ 上記以外	① 4点 ② 2点 ③ 0点
		業務経験等	C P D (C P D S) 令和6年度から令和7年度までのうち、任意の1年間 【建設コンサルタント・地質調査】 建設系CPD協議会構成団体のうち、目標(推奨)単位を設定している団体の認定するCPD(CPDS)の実績(※3)について下記の順位で評価する。 【測量】 建設系CPD協議会構成団体のうち、目標(推奨)単位を設定している団体の認定するCPD(CPDS)の実績(※3)または測量系CPD協議会の認定するCPDの実績(※4)について下記の順位で評価する。 ① 1か年のCPD(CPDS)が推奨(目標)単位以上 ② 上記以外	① 2点 ② 0点

予定技術者の経験及び能力	情報収集力	当該地域の業務経験 令和3年4月1日から技術資料提出日まで	当該地域における業務経験(※5)の有無について下記の順位で評価する。 なお△△△地域は〇〇〇より広範囲とする。 ① 〇〇〇における業務経験あり ② △△△における業務経験あり ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点
	専任性	手持ち業務量 公告日	契約金額500万円以上の業務で管理技術者又は担当技術者(地質調査業務、測量業務は主任技術者又は業務代理人又は担当技術者)として従事している全ての手持ち業務件数(※6)について下記の順位で評価する。 ① 手持ち業務の件数が0～1件 ② 手持ち業務の件数が2件 ③ 手持ち業務の件数が3～4件 ④ 上記以外	① 4点 ② 4点 ③ 2点 ④ 0点

【注1】評価項目ごとの配点比率を確保するため、「①予定技術者の経験及び能力」の小計に18/16を乗じて18点満点とする。

- ※1 配置予定技術者の技術者資格は、6-9 評価基準の留意点 (1) 技術者資格にある表-10 技術者資格設定の目安を参考に当該業務の内容に応じて設定する資格が異なるため留意する。
- ※2 配置予定技術者の同種又は類似業務の経験は、管理技術者又は担当技術者(地質調査業務、測量業務は主任技術者又は業務代理人又は担当技術者)として従事した、平成28年4月1日から技術資料提出日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験の場合は、分担業務の経験を業務経験として認め、分担業務内容が分かる協定書の写しの提出を求め確認する。
- ※3 配置予定技術者のCPDの実績は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までのうち、任意の1年間において、建設系CPD協議会の各構成団体設定の1年間の推奨(目標)単位以上を取得している場合を評価する。
単位取得は建設系CPD協議会の各構成団体が発行する証明書の写しの提出を求め確認する。なお、証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や1年間に満たない場合は評価の対象としない。
- ※4 配置予定技術者のCPDの実績は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までのうち、任意の1年間において、測量系CPD協議会の1年間の推奨単位以上を取得している場合を評価する。
単位取得は測量系CPD協議会が発行する証明書の写しの提出を求め確認する。なお、証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や1年間に満たない場合は評価の対象としない。
- ※5 配置予定技術者の当該地域における業務経験は、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した建設関連業務において、管理技術者又は担当技術者(地質調査業務、測量業務は主任技術者又は業務代理人又は担当技術者)として従事し、令和3年4月1日から技術資料提出日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験についても評価対象とする。
- ※6 配置予定技術者の手持ち業務量は、公告日において、完了していない契約済みの契約金額500万円以上の他の業務(本県以外の発注者のものを含む)で管理技術者又は担当技術者(地質調査業務、測量業務は主任技術者又は業務代理人又は担当技術者)として従事している(従事予定を含む)全ての件数とする。ただし、合計手持ち業務件数が5件以上の場合、業務名等の記載は不要とする。また、設計共同体による業務量についても各構成員の業務量とする。

②企業の能力（7点）【注2】

		評価項目		配点 (9.0点)
		評価対象 期間	評価基準	
企業の 能力等	確実性	業務成績 令和5年度 から 令和7年度	当該業務の発注業種と同業種の業務成績の平均点 (※7)を下記の順位で評価する。 ① 81点以上 ② 80点以上81点未満 ③ 80点未満	① 3点 ② 1.5点 ③ 0点
		優良業務委託表彰 令和6年度 又は 令和7年度	当該業務の発注業種と同業種の優良業務委託表彰の 実績(※8)を下記の順位で評価する。 ① 知事表彰の実績あり ② 部長表彰の実績あり ③ 所属長表彰の実績あり ④ 上記以外	① 1.5点 ② 1点 ③ 0.5点 ④ 0点
		I S O の取組 令和8年3月 31日時点	品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況(※ 9)を下記の順位で評価する。 ① IS09001 若しくは IS014001 の認証を取得済み ② 上記以外	① 1点 ② 0点
企業の 能力等	地域貢献等	地理的 条件(※10) 期間について の制限なし	本社又は営業所等（静岡県建設関連業務委託に係る 入札参加資格者名簿に登録されている）の有無を下記 の順位で評価する。 ① ○○○○事務所管内に本社を有する。 ② 上記以外	① 1点 ② 0点
		災害協定 令和3年度 から 令和7年度 （災害協定） 令和8年3月 31日時点	静岡県との災害協定に基づく活動実績及び災害協定 (※11)の有無を下記の順位で評価する。 ① 災害協定に基づく活動実績あり ② 災害協定の締結あり ③ 上記以外	① 1点 ② 0.5点 ③ 0点
		地域貢献活動 令和7年度	静岡県内における地域貢献活動の実績の有無を下記 の順位で評価する。 ① 企業の活動実績あり（※12）及び協働活動の支援 実績あり（※13） ② 企業の活動実績あり（※12）又は協働活動の支援 実績あり（※13） ③ 上記以外	① 1点 ② 0.5点 ③ 0点
		雇用実績 令和7年度	新規雇用実績(※13)の有無を下記の順位で評価す る。 ① 雇用実績あり ② 上記以外	① 0.5点 ② 0点

【注2】評価項目ごとの配点比率を確保するため、「②企業の能力」の小計に7.0/9.0を乗じて7点満点とする。(地理的条件を選択する場合)

- ※7 企業の業務成績は、建設事務総合システム（静岡県交通基盤部、経営管理部、暮らし・環境部、スポーツ・文化観光部、経済産業部、企業局の発注業務）に登録された過去3か年度（令和5年度から令和7年度に完了した当初契約金額100万円以上の業務）の平均点（当該業務の発注業種と同業種【建設コンサルタント・地質調査・測量】）で評価する。また、設計共同体による業務成績についても評価対象とし、発注業種と同業種の成績評定点がない入札参加者については加点しない。
- ※8 優良業務委託表彰は、令和6年度又は令和7年度の表彰（表彰対象業務はそれぞれ前年度完了業務）における、静岡県交通基盤部又は経済産業部が行う委託表彰6部門のうち、表彰された業務と発注業務が同業種（建設コンサルタント、地質調査、測量）の場合に限り、加点評価の対象とする。また、設計共同体による表彰の実績は代表者及び構成員共に評価の対象とする。
- ※9 企業のISOの取組状況は、令和8年3月31日までに品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得がある場合（有効期間内のもの）に評価する。認証の取得を証明できる書類で確認する。
- ※10 企業の地理的条件は、選択評価項目であるため、入札参加資格条件（本社、営業所等の所在地）を考慮し、設定することで評価対象者が限定され恣意的となる場合や、入札参加者間で差異が生じない場合は、評価項目として設定しない。
- ※11 「災害協定の締結あり」とは、静岡県知事部局（危機管理部、経営管理部、暮らし・環境部、スポーツ・文化観光部、健康福祉部、経済産業部、交通基盤部）との協定を対象（企業局、がんセンター局、教育委員会、警察本部との協定は対象外）とし、令和8年3月31日時点で協定を締結しているものとする。企業の災害協定における活動実績は、令和3年度から令和7年度とし、災害協定の締結がある場合に、静岡県（土木事務所、農林事務所及び港湾・漁港関係事務所（局））が災害協定による業務実施要請を行い、令和7年度までに完成、引き渡しが完了した活動実績（建設関連業務）を評価する。
- ※12 【企業の活動実績】令和7年度に実施した実績を評価対象とする。
静岡県内の公共土木施設（※14）の美化活動や環境保全活動で、企業が自発的に行う活動や企業が所属する協会等が主催する活動への活動実績を評価する。
静岡県との協働による公共土木施設（※14）の維持管理等に関する活動（リバーフレンドシップ制度、しずおかアダプトロードプログラム、砂防サポートプログラム、ポート・サポーター制度、維持管理活動等）の活動実績を評価対象とし、一社一村しずおか運動による活動への活動実績についても評価対象とする。
[根拠書類]
①行政機関若しくは町内会長の記名等に証明書、感謝状、新聞記事、地域情報誌等。なお、新聞記事や地域情報誌は実施時期、実施内容及び会社名が証明できるものとする。
企業が所属する協会等主催の活動は、協会員として企業が参加したことが証明できる資料
- ※13 【協働活動の支援実績】令和7年度に実施した実績を評価対象とする。
静岡県との協働による公共土木施設（※14）の維持管理活動等に関する活動（リバーフレンドシップ制度、しずおかアダプトロードプログラム、砂防サポートプログラム、ポート・サポーター制度、維持管理活動等）について、静岡県と同意書や協定書を締結している特定非営利活動促進法第10条の認証を受けたNPO（以下「NPO法人」という。）に所属する社員に対し、この活動への参加を認めるなどした企業の実績を評価対象とし、NPO法人と県が交わした同意書や協定書等の内容と活動報告書等の活動内容が合致している活動の場合に評価する。
[根拠書類]
①社員であること（雇用関係）が証明できる資料
②上記社員がNPO法人の構成員であることが証明できる資料
③NPO法人と県が交わした同意書や協定書等
④上記社員がNPO法人の構成員として協働の取組に参加したことが確認できる資料（NPO法人作成の活動報告書（写）（NPO法人代表者の記名等が必要）、感謝状、新聞記事、地域情報誌等）で実施時期、実施内容及び社員名が証明できるものとする。
上記①～④の根拠書類のすべてが必要。
- ※14 公共土木施設
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条に規定する河川・海岸・砂防施設・林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・港湾・漁港・水道・下水道・公園
- ※15 評価の対象となる「雇用実績」とは、令和7年度の雇用とする。
雇用実績は、県内居住者（雇用後に県内居住者となったものを含む）を新規雇用し、静岡県交通基

盤部土木関係総合評価落札方式による入札の事前審査登録実施要領に基づく申請書提出日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込みがある場合を評価する。

雇用を証明する根拠書類として、「健康保険被保険者証」※の写し又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し、又は、雇用証明書を添付すること。※健康保険被保険者証は、使用可能な経過措置期間内のものに限る。

県内居住を証明する根拠書類として、「住民票」の写し又は「運転免許証」の写しを添付すること。

(住民票は、技術資料提出日が属する月の3か月前の月初め1日以降に発行され、個人番号(マイナンバー)の記載のないものの写し)

(2) 価格評価

	評価項目		価格評価点
		評価基準	
入札価格	経済性	入札価格に消費税に相当する額を加算した金額 ≥ 評価上限価格	$(1 - \text{入札価格に消費税に相当する額を加算した金額} / \text{予定価格}) \times \text{技術評価配点合計}(25 \text{点}) \times 1$
		入札価格に消費税に相当する額を加算した金額 < 評価上限価格	$(1 - \text{評価上限価格} / \text{予定価格}) \times \text{技術評価配点合計}(25 \text{点}) \times 1$

6-9 評価基準の留意点

(1) 技術者資格

配置予定技術者の保有資格は、発注する業務の内容に応じて、表-10 技術者資格設定の目安に示す資格を参考に設定する。発注業務の種類の下線太字の資格を基本とし、業務内容により、同等の資格としてそのほかの資格を必要とする場合は、下線太字の資格に加え、同じ業務の種類の下線太字以外の資格を設定できるものとする。

表-8 技術者資格設定の目安

業務の種類	配置予定技術者の資格要件	
	上位の評価できる資格※1 (評価基準の①の評価に相当)	評価できる資格※1 (評価基準の②の評価に相当)
土木関係分野の業務	<u>技術士建設部門-〇〇</u> <u>技術士総合技術監理部門(建設-〇〇)</u> 等	<u>国土交通省登録技術者資格(〇〇施設分野〇〇業務)※2</u> <u>RCCM(〇〇部門)※3</u> 土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)※3 等
農業土木関係分野の業務※4	<u>技術士農業部門-〇〇</u> <u>技術士総合技術監理部門(農業-〇〇)</u> 等	<u>RCCM(農業土木部門)</u> 農業土木技術管理士 等
森林土木関係分野の業務※4	<u>技術士森林部門-〇〇</u> <u>技術士総合技術監理部門(森林-〇〇)</u> 等	<u>RCCM(森林土木部門)</u> 等
地質調査業務	<u>技術士建設部門-土質及び基礎</u> <u>技術士応用理学部門-地質</u> <u>技術士総合技術監理部門(建設-土質及び基礎)</u> <u>技術士総合技術監理部門(応用理学-地質)</u> 等	<u>国土交通省登録技術者資格(〇〇施設分野〇〇業務)※2</u> <u>RCCM(土質及び基礎)又は(地質部門)地質調査技士※3</u> 等
コンクリート構造物の維持・修繕業務	<u>技術士建設部門-鋼構造及びコンクリート</u> <u>技術士総合技術監理部門(建設-鋼構造及びコンクリート)</u> 等	<u>国土交通省登録技術者資格(〇〇施設分野〇〇業務)※2</u> <u>RCCM(鋼構造及びコンクリート部門)※3</u> コンクリート診断士※3 等
鋼構造物の維持・修繕業務	<u>技術士建設部門-鋼構造及びコンクリート</u> <u>技術士総合技術監理部門(建設-鋼構造及びコンクリート)</u> 等	<u>国土交通省登録技術者資格(〇〇施設分野〇〇業務)※2</u> <u>RCCM(鋼構造及びコンクリート部門)</u> 土木鋼構造診断士※3 等
下水道分野の業務	<u>技術士上下水道部門-下水道</u> <u>技術士総合技術監理部門(上下水道-下水道)</u> 等	<u>国土交通省登録技術者資格(〇〇施設分野〇〇業務)※2</u> <u>RCCM(下水道部門)※3</u> 等
測量業務※5	<u>国土地理院で認定している「請負測量業務の競争入札のための測量技術者の認定資格」のうち業務種別「写真測量」の区分A又は区分Bの資格※6</u>	<u>国土地理院で認定している「請負測量業務の競争入札のための測量技術者の認定資格登録一覧」のうち業務種別「写真測量」の区分Cの資格※6</u>

※1 発注業務に該当する建設部門の科目等を設定すること。

※2 国土交通省による『公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格』に登録されたものを示す。なお、最新の登録簿は国土交通省のホームページを確認すること。

- ※3『公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格』に登録されている資格については、選択にあたり留意すること。
- ※4 農業土木・林業土木関係の業務においては、業務内容や地域の特殊性等を考慮して、発注業務に該当する建設部門の科目や総合技術監理部門の建設系の科目を設定することができる。
- ※5 航空レーザ測量業務及び空中写真測量業務以外の業務においては、別途建設技術監理センターと調整すること。
- ※6 国土地理院で認定している「請負測量業務の競争入札のための測量技術者の認定資格」のうち業務種別「写真測量」の資格は表-11 に示すものとする。

表－9 「請負測量業務の競争入札のための測量技術者の認定資格」登録一覧

区分	測量技術者資格	資格認定機関
A	空間情報総括監理技術者	(公社)日本測量協会
	地理情報標準認定資格 上級技術者	(公財)日本測量調査技術協会
B	地理空間情報専門技術者 写真測量1級	(公社)日本測量協会
	地理空間情報専門技術者 GIS1級	(公社)日本測量協会
	地理情報標準認定資格 中級技術者	(公財)日本測量調査技術協会
C	地理空間情報専門技術者 写真測量2級	(公社)日本測量協会
	地理空間情報専門技術者 GIS2級	(公社)日本測量協会
	地理情報標準認定資格 初級技術者	(公財)日本測量調査技術協会

(2) 業務実績

同種・類似業務の設定は、入札参加資格条件（同種業務）等を考慮し、適切に設定した上で入札公告に記載する。

類似業務については、業務の特性等により原則設定する。

(3) CPD (CPDS)

①建設コンサルタント業務、地質調査業務

建設コンサルタント業務、地質調査業務の配置予定技術者のCPD (CPDS) の取組み状況の評価については、建設系CPD協議会構成団体のうち、表-12 建設系CPD協議会におけるCPD (CPDS) の評価対象団体と推奨（目標）単位に示す、推奨（目標）単位を設定している18団体のCPD (CPDS) の実績の有無について評価する。

評価基準は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までのうち、任意の1年間に於いて、建設系CPD協議会の構成団体設定の1年間の推奨（目標）単位以上の単位取得がある場合に加点評価する。単位取得は建設系CPD協議会の構成団体が発行する証明書の写しの提出を求め確認する。なお、証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や1年間に満たない場合は評価の対象としない。

②測量業務

測量業務の配置予定技術者のCPD (CPDS) の取組み状況の評価については、建設系CPD協議会加盟団体のうち、表-12 建設系CPD協議会におけるCPD (CPDS) の評価対象団体と推奨（目標）単位に示す、推奨（目標）単位を設定している18団体のCPD (CPDS) の実績、または測量系CPD協議会におけるCPDの実績の有無について評価する。

評価基準は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までのうち、任意の1年間に於いて、建設系CPD協議会の構成団体設定の1年間の推奨（目標）単位以上の単位取

得がある場合、または測量系CPD協議会が推奨する年間取得ポイント（20ポイント/年）以上のポイント取得がある場合に加点評価する。単位取得は建設系CPD協議会の構成団体または測量系CPD協議会が発行する証明書の写しの提出を求め確認する。なお、証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や1年間に満たない場合は評価の対象としない。

表-10 建設系CPD協議会におけるCPD（CPDS）の評価対象団体と推奨（目標）単位

団体名	年間推奨（目標）単位 CPD単位/年
（公社）空気調和・衛生工学会	50
（一財）建設業振興基金	12
（一社）建設コンサルタンツ協会	50
（一社）交通工学研究会	50
（公社）地盤工学会	50
（一社）全国測量設計業協会連合会	20
（公社）全国上下水道コンサルタント協会	50
（一社）全国土木施工管理技士会連合会	20
（一社）全日本建設技術協会	25
（公社）土木学会	50
（一社）日本環境アセスメント協会	50
（公社）日本技術士会	50
（公社）日本造園学会	50
（公社）日本都市計画学会	50
（公社）農業農村工学会	50
（公社）日本建築士会連合会	12
（公社）森林・自然環境技術者教育研究センター	20
土質・地質技術者生涯学習協議会	50

各団体の年間推奨単位は更新されるため、各団体のウェブサイト等により確認を行うこと。

（例：建設系CPD協議会 <http://www.cpd-ccesa.org>）

（４） 企業の地理的条件

企業の地理的条件については、入札参加資格条件（営業所の所在地）を考慮し、適切に設定する。評価対象者が1者に限定され恣意的となる場合や、評価対象者が存在しないなど入札参加者間で差異が生じない場合は、評価項目から削除することができることとする。なお、営業所等については、静岡県建設関連業務委託に係る入札参加資格者名簿に登録されている営業所等を評価の対象とする。

また、建設関連業務において「本社」は「営業所」に含まれないので留意すること。

7 審査・ヒアリング

技術提案の審査に当たっては、発注者の恣意性を排除するとともに、公正・公平性の確保について十分配慮すること。また、採点者が提案内容のどの部分をどのように評価したのかなど、採点の根拠を整理し記録・保存する。

配置予定技術者へのヒアリングの実施は、表-13 配置予定技術者へのヒアリングに示すとおり、標準型は原則実施とし、簡易型Ⅰについては、発注者が必要に応じて実施する。なお、簡易型Ⅱでは実施しない。

表-11 配置予定技術者へのヒアリング

総合評価のタイプ	ヒアリングの実施
標準型	実施する
簡易型Ⅰ	必要に応じて実施する
簡易型Ⅱ	実施しない

ヒアリングは必要に応じて電話やWEBによるテレビ電話システムでのヒアリングとする。また、ヒアリングは、提出された技術資料に関する内容の確認を目的として行うものであり、発注者は、聞き役に徹する。

8 その他の留意事項

8-1 評価内容の履行の担保

落札者が提示した技術提案等の内容について業務計画書への記載を求めるとし、技術提案の原則全てが記載されていない業務計画書は受理できない。ただし、落札者が提示した技術提案等の内容のうち、発注者が採用を認めないことを通知した提案内容は除く。

落札者は、発注者が業務上適切な時期に履行を確認するために、標準型及び簡易型Ⅰにおいて、**図-9 総合評価落札方式（建設関連業務）における技術提案履行確認シート（例）**を参考に履行確認シートを契約後作成し、監督員に業務計画書提出時に提出する。

これに基づき監督員は適宜、履行状況を確認する。また、受注者の責によらず現場の条件変更等により履行できなくなった場合もその旨記載する。

8-2 実施方針等及び評価テーマに係る設計変更

標準型における評価テーマに対する技術提案、標準型及び簡易型Ⅰにおける業務の実施方針等の記載内容に基づく設計変更は、原則行わないものとする。

8-3 技術提案等のペナルティについて

技術提案等の内容や予定技術者の配置等が不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し確認する。技術提案等の内容の全部又は一部が受注者の責により実施されなかった場合は、静岡県委託業務等成績評定要領及び静岡県委託業務等成績評定考査基準に基づき、適切に対応するものとする。

8-4 技術提案等に関する機密の保持

提出された技術提案等については、提案自体が各提案者の知的財産であることに鑑み、他者に提案者の技術提案内容に関する事項が知られることのないようにすること、また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することのないようにすること等、その取扱いに留意する。

業務名	会社名		確認の実施時期又は頻度	確認方法	可:○ 否:x	実施状況	確認日	確認者	摘要
業務箇所 提案事項 実施方針 (業務目的及び 制約条件等 の課題、課題 等に関する対 応方針)	提案項目	具体的記述	確認の実施時期又は頻度	確認方法	可:○ 否:x	実施状況	確認日	確認者	摘要
	○○グループ分け	○○を△△の機能によりグループ分けを行う。	○○業務後の中間打合せ	書類	○	-	H***.***	○○ ○○	
	グループごとの優先度	グループごとの優先度を決定する。	業務完了時又は変更が生じた場合適宜	書類	○	-	H***.***	○○ ○○	
	○○に対する△△の検討	○○に対する△△の検討する。	業務完了時又は変更が生じた場合適宜	書類	-	-	-	-	H***.***指示書により履行不要
	○○に対する□□の検討	○○に対する□□の検討する。	業務完了時又は変更が生じた場合適宜	書類	○	-	H***.***	○○ ○○	
	◇◇に対する××の検討	◇◇に対する××の検討する。	業務完了時又は変更が生じた場合適宜	書類	○	-	H***.***	○○ ○○	
	△△の検討	○○における△△の検討を実施する。	○○業務後の中間打合せ	書類	○	-	H***.***	○○ ○○	
	○○の委員会開催時期	1回目:既存データの分析後 2回目:○○の実施調査後 3回目:○○計画の効果検討後	中間打合せ(○回)ごと に業務進捗状況を確認	書類	1回目:○ 2回目:○ 3回目:○	H***.*** H***.*** H***.***	H***.*** H***.*** H***.***	○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○	
	フィードバック	○○検討後、○○委員会の意見を受け△△調査を行い、再度○○検討に反映させる。	フィードバック後に確認	書類	○	-	H***.***	○○ ○○	
	LCC最小		業務完了時又は変更が生じた場合適宜	書類	○	-	H***.***	○○ ○○	
コスト縮減額の算出		業務完了時又は変更が生じた場合適宜	書類	○	-	H***.***	○○ ○○		
○○シナリオの作成		業務完了時又は変更が生じた場合適宜	書類	○	-	H***.***	○○ ○○		
○○マニュアルの作成		業務完了時又は変更が生じた場合適宜	書類	○	-	H***.***	○○ ○○		

← 初回打合せ ※1 →
 ※1 具体的な「確認の実施時期又は頻度」、
 「確認方法」は契約後、発注者と受注者が協議して決定する。
 ※2 履行状況確認の都度、発注者側が記入する。

注1) 行が足りない場合は、適宜追加すること。
 注2) 受注者の責により実施方針又は技術提案に記載した具体的内容が履行できない場合は、成績評定を減点する。

図一 9 総合評価落札方式（建設関連業務）における技術提案履行確認シート（例）

8-5 総合評価落札方式に係る事項の公表等

手続きの透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法については、あらかじめ入札公告等において明らかにする。

(1) 手続き開始時における明示

総合評価落札方式を適用する業務委託では、入札公告において次の事項を明示する。

- ・ 総合評価落札方式の適用の理由
- ・ 入札参加条件
- ・ 総合評価落札方式の落札者決定基準（評価項目、評価基準、配点、欠格要件）
- ・ 総合評価落札方式の方法及び落札者の決定方法
- ・ 技術提案等が履行できなかった場合の措置
- ・ 不落随契への移行基準

(2) 落札結果の公表

総合評価落札方式を適用した業務委託において落札者を決定した場合には、速やかに次の事項を記載した総合評価落札方式審査結果一覧表（標準型又は簡易型Ⅰ：様式11号、簡易型Ⅱ：様式12号）及び入札結果（様式13号）を公表する。

- ・ 入札参加者名
- ・ 落札結果（各入札参加者の入札価格及び技術評価点、評価値）
- ・ 落札者とした理由

落札結果の公表例

参考として次ページ以降に、以下の様式を示す。

- ・ 簡易型Ⅰの総合評価落札方式審査結果一覧表（様式11号）
- ・ 入札結果（様式13号）

